

資料148-1

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の
改正について

(諮問第3183号)

<目 次>

1 報告書	1
2 答申書（案）	13
3 改正概要	14
4 改正案	24

令和6年10月21日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
部会長 山下 東子 殿

接続委員会
主査 相田 仁

報告書

令和6年8月23日付け諮問第3183号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見等及びそれに対する当委員会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する意見等及びそれに対する考え方(案)

〔 意見募集期間:令和6年8月24日(土)～同年9月24日(火)(案件番号:145210349)
再意見募集期間:令和6年9月27日(金)～同年10月10日(木)(案件番号:145210370) 〕

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 4件(法人:2件)

再意見提出者 1件

※提出意見数は、意見提出者数としています。
※意見及び再意見については要約を付しています。
(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	個人C
2	個人B	—
3	ソフトバンク株式会社	—
4	楽天モバイル株式会社	—

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PSTN に係る電気通信設備の機能や算定方法に関する規定を削除することに異論はない。 ● 現在予定している 2025 年 1 月までに IP 網への移行が完了しない可能性も想定される。 ● PSTN に係る規定削除については、移行が完了した後に施行するよう余裕を持った日程で施行日を定めるべき。 	再意見1	考え方1	
<ul style="list-style-type: none"> ○ IP 網への移行に伴い、PSTN に係る電気通信設備の機能や算定方法に関する規定を削除することに異論はありません。 ○ 一方で、今後 IP 網への移行途中に想定外の課題が発生し、その対処に時間を要した場合、現在予定されている 2025 年 1 月までに IP 網への移行が完了しない可能性も想定されます。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ IP 網への移行に伴う PSTN に係る電気通信設備の機能や算定方法に関する規定を削除することに対する賛同の御意見として承ります。 ○ また、PSTN に係る規定の削除に関する施行日については、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 9 号）において、現行の接続料の算定については令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 	無

<ul style="list-style-type: none"> ○ その場合、利用者は現状と同じ STM-POI を経由した通話を継続することとなるため、当該 PSTN に係る規定削除については、移行が完了した後に施行するよう余裕を持った日程で施行日を定めるべきと考えます。 <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		<p>12 月までを適用期間としていることから、令和 7 年 1 月 1 日を施行日とすることが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、IP 網への移行は、双方向番号ポータビリティやロケーションポータビリティの範囲の拡大など、利用者利便や競争促進につながる機能実現のためには不可欠であり、たとえ一部の呼に関して PSTN を使い続けなければならないとしても、移行できるものに関しては可能な限り早く IP 網に移行することが必要と考えます。 ○ 電話網移行円滑化委員会での報告においては、呼の大多数を占める一般呼等に関しては、予定通り 2025 年 1 月までに IP 網への移行が完了予定であるとのことであり、また、同委員会において、2025 年 1 月以降もモバイル発の緊急通報呼の一部に関して PSTN を継続使用することが必要であるならば、NTT 東日本・西日本と相互接続協定を締結する認可申請により使用可能との方針も示されていることからも、PSTN に係る法定機能の削除に関する
---	--	--

		る施行日を令和7年1月1日とする ことが適當と考えます。	
意見2 <ul style="list-style-type: none">接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)附則第15項について、接続料は事業者それぞれにより各々の原価に応じて個別に算定・設定されるべきであり、仮にNTT東西の間でその算定価格に格差が生じ、その縮小が必要と判断された場合であっても、それは経費削減等の企業努力により講じられるべき。現在の東西均一接続料は、あくまでIP網への移行期間における暫定措置であり、令和6年12月まで時限適用される整理であったと理解している。今回の令和10年3月31日までの再延長以上の延長はないものと認識している。NTT東西それぞれによる各々の原価に応じた個別の接続料の算定・設定は、コスト構造や収益構造の比較検証等のために必要である。	再意見2	考え方2	

<p>○ 今般の改正案においては、接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)附則第15項について、「<u>令和十年三月三十一日</u>までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域(当該事業者が固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)を設置する都道府県の区域に限る。)以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の<u>表二の項の機能(メタル回線収容機能に限る。)</u>及び<u>六の二の項の機能(一般中継系ルータ接続伝送機能に限る。)</u>に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする」とするとされていま</p>	<p>○ 情報通信審議会「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申(令和6年6月)に記載のとおり、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は、個別に算定・設定されることが原則である一方、これまで、加入電話／メタルIP電話の接続料においては、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきたものです。</p> <p>○ また、同答申における試算のとおり、接続料の東西格差が継続することが見込まれる中で、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、現行制度の趣旨も踏まえ、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、メタルIP電話固有部分について東西均一接続料を継続することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
--	---	----------

<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申」(令和3年9月情報通信審議会)においても「個別に算定・設定されることが原則」(P67)、「本来は東西別で設定されるべき」(P68)とされているように、接続料は事業者それぞれにより各々の原価に応じて個別に算定・設定されるべきであり、仮にNTT東西殿の間でその算定価格に格差が生じ、その縮小が必要と判断された場合であっても、それは経費削減等の企業努力により講じられるべきものです。 ○ 現在は東西均一とされていますが、これは、市場及び利用者への影響を踏まえた観点並びに接続料の事業者間精算の負担軽減の観点からの、あくまでIP網への移行期間における暫定措置であり、令和6年12月まで時限適用される整理であったと理解しています。今回これを令和10年3月31日まで再延長するとあります が、あくまで当該移行期間に限った 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一方で、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを踏まえ、メタルIP電話固有部分の接続料における東西別接続料への是正について、引き続き検討すべきと考えます。 ○ NTT東日本・西日本それぞれによる各々の原価に応じた個別の接続料の算定・設定に対する御意見については、今後の参考とさせていただきます。 	
--	--	--

<p>運用であることに変わりはなく、これ以上の延長はないものと認識しております。</p> <p>○ なお、NTT 東西殿それぞれによる各々の原価に応じた個別の接続料の算定・設定は、コスト構造や収益構造の比較検証等のためにも必要であると考えております。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>			
---	--	--	--

その他の事項

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付締切日時を意見提出期間のとおりに修正すべき。 	再意見3	考え方3	
<p>○ 受付締切日時の「2024年9月24日0時0分」は「2024年9月25日0時0分」と修正したほうがよい。意見提出期間は「9月24日(火)まで」であるから。</p> <p>(個人 A)</p>		<p>○ 「2024年9月24日23時59分」が正しい受付締切日時ですので、修正しました。</p>	無
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> メタル IP 電話とひかり電話の接続料が平均額とされている。ひかり電話利用者は相當に損をしているのではないか。 メタル IP 電話とひかり電話の通話料に差を付けるということは検討できないか。 取扱所(級局)毎に回線使用料(基本料)に差があるのはおかしい。 プッシュ回線やナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストといったオプ 	再意見4	考え方4	

ションを標準にするなどして全国一律 または東西每一律に再編すべき。			
<ul style="list-style-type: none"> ○ メタル IP 電話とひかり電話の接続料に、相当な差があるのに、接続料が平均額とされている。ひかり電話利用者は相當に損をしているのではないか。 ○ ひかり電話への移行インセンティブとして、メタル IP 電話とひかり電話の通話料に差を付けるということは検討できないか。 ○ また、意見募集対象と直接関係はないが、取扱所(級局)毎に回線使用料(基本料)に差があるのはおかしい。 ○ 元々は区域内通話対象数に差があるからという理由だったはずだが、全国一律料金になってその理由は通らないはずである。 ○ プッシュ回線やナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストといったオプションを標準にするなどして全国一律または東西每一律に再編すべき。 (個人B) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報通信審議会「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」最終答申(令和3年9月)のとおり、IP 網へ移行後、メタル IP 電話とひかり電話は、各々メタル収容装置と収容ルータを通じていざれも NGN に収容され、他事業者と接続する POI も同一となる等、接続料原価の対象となる網や設備を多く共有することとなり、また、メタル IP 電話とひかり電話はいざれも 0AB-J 番号の指定を受けており、機能や料金等の一部に差異があるものの、両電話は類似した品質で提供されるものです。 ○ そのため、IP 網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下で、メタル IP 電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当であると考えます。 ○ 取扱所(級局)毎に回線使用料(基本料)に対する御意見については、今後の参考とさせていただきます。 	無

	<p>再意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存のメタル回線を維持しつつ料金はIP電話のようになればよい。 ● 光ファイバーを用いたIP電話とはあくまで別の物であるべき。 ● メタル回線を維持する必要があるが、それを理由として、それぞれの料金を安価にすべきではない。 	<p>考え方5</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存のメタル線回線を維持しつつ料金はIP電話のようになればよいかとは思います。 ○ また光ファイバーを用いたIP電話とはあくまで別の物であるべきだと思います。 ○ メタル線回線を維持していかないと今まで通りなにかあったときの電話という意味はありません。 ○ また逆にそれを理由としてそれぞれの料金を安価にすべきとも思えません。 ○ 050 plusのようなサービスが新規申し込み終了していることもございます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本・西日本における固定電話から固定電話への通話料金は、IP網への移行に伴い、IP電話と同様に令和6年1月から全国一律となっています。 ○ その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。 	無

	<ul style="list-style-type: none">○ サ終しているサービスもございま す。○ そちらも併せて吟味すべきかと考え ます。 (個人 C)		
--	--	--	--

以上

情 郵 審 第 ※ 号
令和 6 年 ※ 月 ※ 日

総務大臣
村上誠一郎 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田仁

印

答申書(案)

令和 6 年 8 月 23 日付け 諒問第 3183 号をもって 諒問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の改正については、諒問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見等及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

– 固定電話網の I P 網への移行後の接続料算定に係る規定の整備等 –

概 要

令和 6 年 10 月 31 日
総務省総合通信基盤局
電 気 通 信 事 業 部
料 金 サ – ビ ス 課

主な改正の概要

- 令和5年10月、「IP網への移行後の音声接続料の在り方」について情報通信審議会へ諮問。同審議会において、IP網への移行後における音声接続料の在り方について審議を実施。
- 現行の接続料の算定は令和4年度から令和6年12月31日までを適用期間としていることから、令和7年1月1日以降の接続料算定等について、情報通信審議会からの答申（令和6年6月答申）を踏まえ、所要の規定の整備を行う。

■ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正

- ① IP網への移行後におけるメタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料算定方法
 - ・ ワイヤレス固定電話の発着信に係る機能に関する規定を整備する。
 - ・ メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話を同一の接続料として算定するに当たって、接続ルート切替後のメタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の発着信に係る機能を単一の法定機能（組合せ適用接続機能）として規定を整備する。
 - ・ 当該法定機能に係る接続料の算定方法に関する規定を整備する。
 - ・ ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定に関する特例規定を整備する。

■ 接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正

- ② 接続料算定に用いる通信量等の扱い
 - ・ メタルIP電話の固有の設備※に係る接続料に関し、令和7年1月1日以後も、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量等の合算値を接続料算定に用いる入力値とするため、所要の規定の整備を行う。
- ③ 東西均一接続料の扱い
 - ・ メタルIP電話の固有の設備※に係る接続料に関し、令和7年1月1日以後も、引き続き、NTT東日本・西日本の接続料を均一とするため、所要の規定の整備を行う。

■ 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成15年総務省令第119号）の一部改正

- ④ 東西均一接続料の扱い
 - ・ メタルIP電話の固有の設備※に係る接続料に関し、令和7年1月1日以後も、引き続き、NTT東日本からNTT西日本に対して金銭の交付を行うこととするため、所要の規定の整備を行う。

※ メタル収容装置、新変換装置及び新変換装置～中継ルータ間の伝送路

■ その他

- ⑤ IP網への移行に伴い、PSTNに係る法定機能や接続料算定方法等に関する規定の削除等
 - ・ IP網への移行に伴い、PSTNに係る電気通信設備の機能に関する規定を削除する。
 - ・ 第8次PSTN-LRICモデルによる接続料算定方法等に関する規定を削除する。

- 施行日 令和7年1月1日から施行 ※一部規定（総務大臣による通知等）は公布日に施行

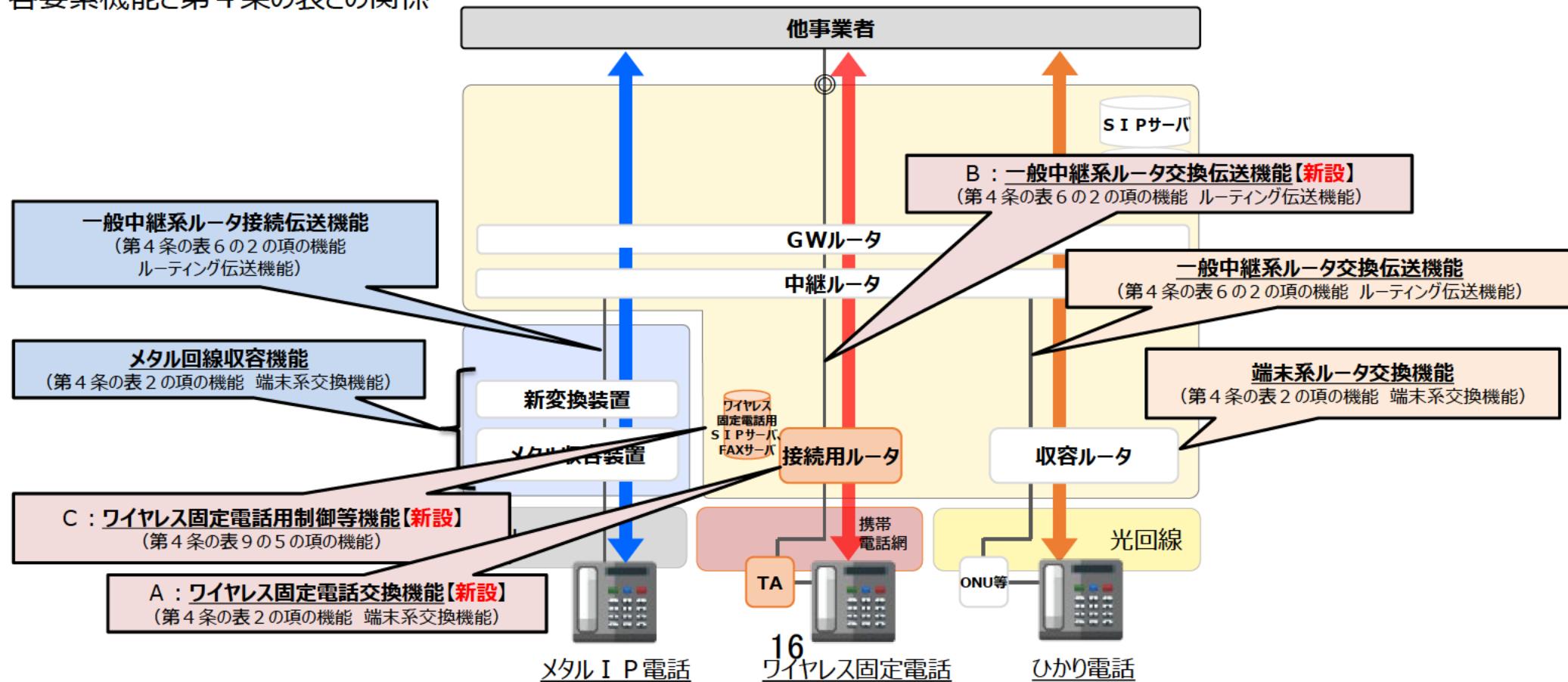
省令改正案の内容

① IP網への移行後におけるメタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料算定方法

■ IP網への移行後におけるワイヤレス固定電話に係る接続料の算定方法に関する規定の整備 [【改正後の接続料規則第2条、第4条、第18条の3、改正後の接続会計規則第2条、別表第1及び別表第2】](#)

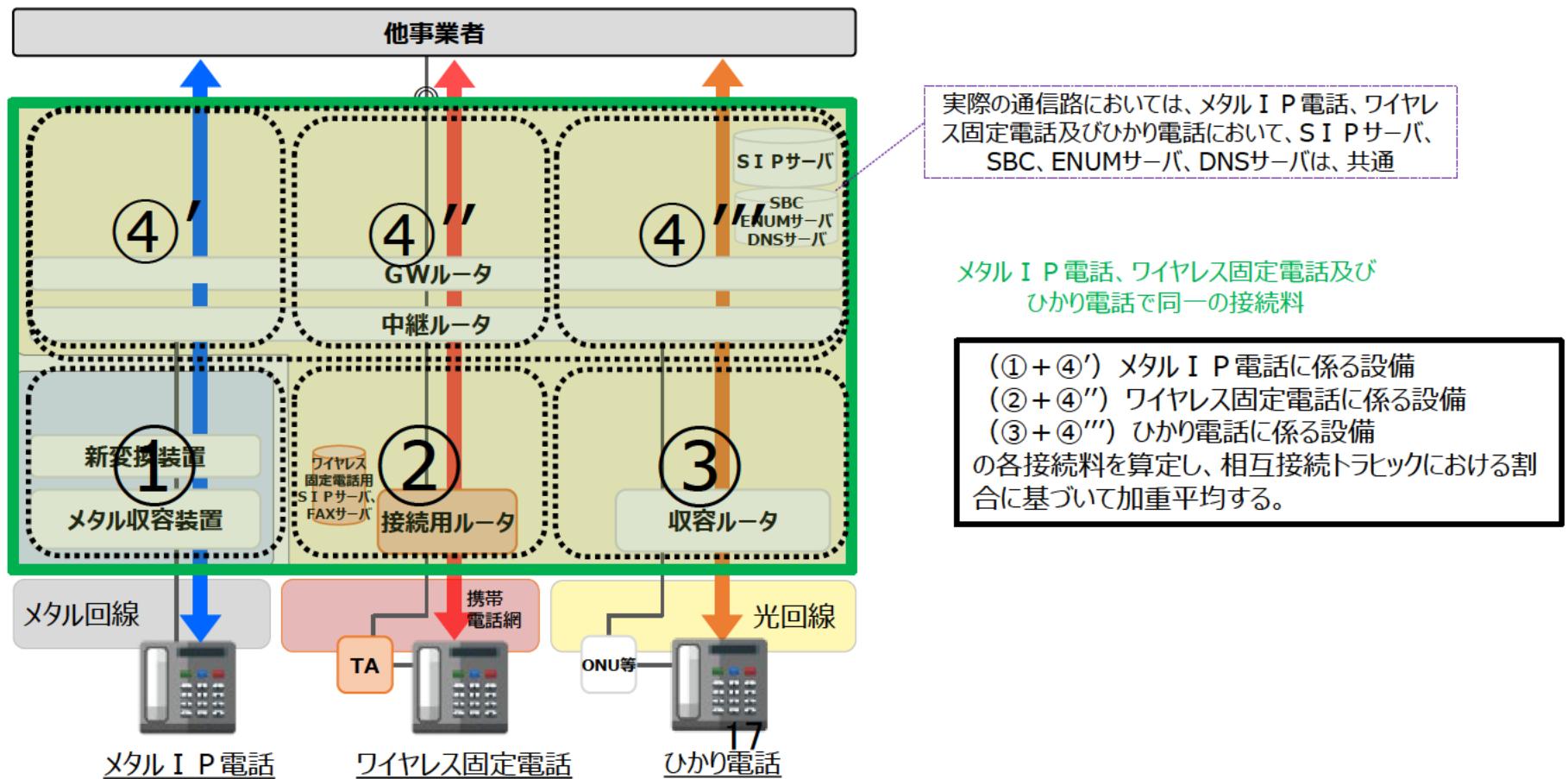
- ✓ 第一種指定ワイヤレス固定電話用設備である接続用ルータ（A）、接続用ルータと中継ルータとを繋ぐ伝送路設備（B）、SIPサーバ及びFAXサーバ（C）について、これらの設備に係る用語、機能を新たに定義する。

各要素機能と第4条の表との関係



省令改正案の内容

- メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の発着信に係る機能を单一の法定機能（組合せ適用接続機能）として規定 【改正後の接続料規則第4条、接続料規則第4条の2の追加】 ※メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話を同一の接続料とするため
- 組合せ適用接続機能に係る接続料の算定方法を規定 【接続料規則第18条の3の2第1項及び第2項の追加】
 - ✓ メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話ごとに、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能に係る設備の接続料を算定し、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均することによって算定することを新たに定める。



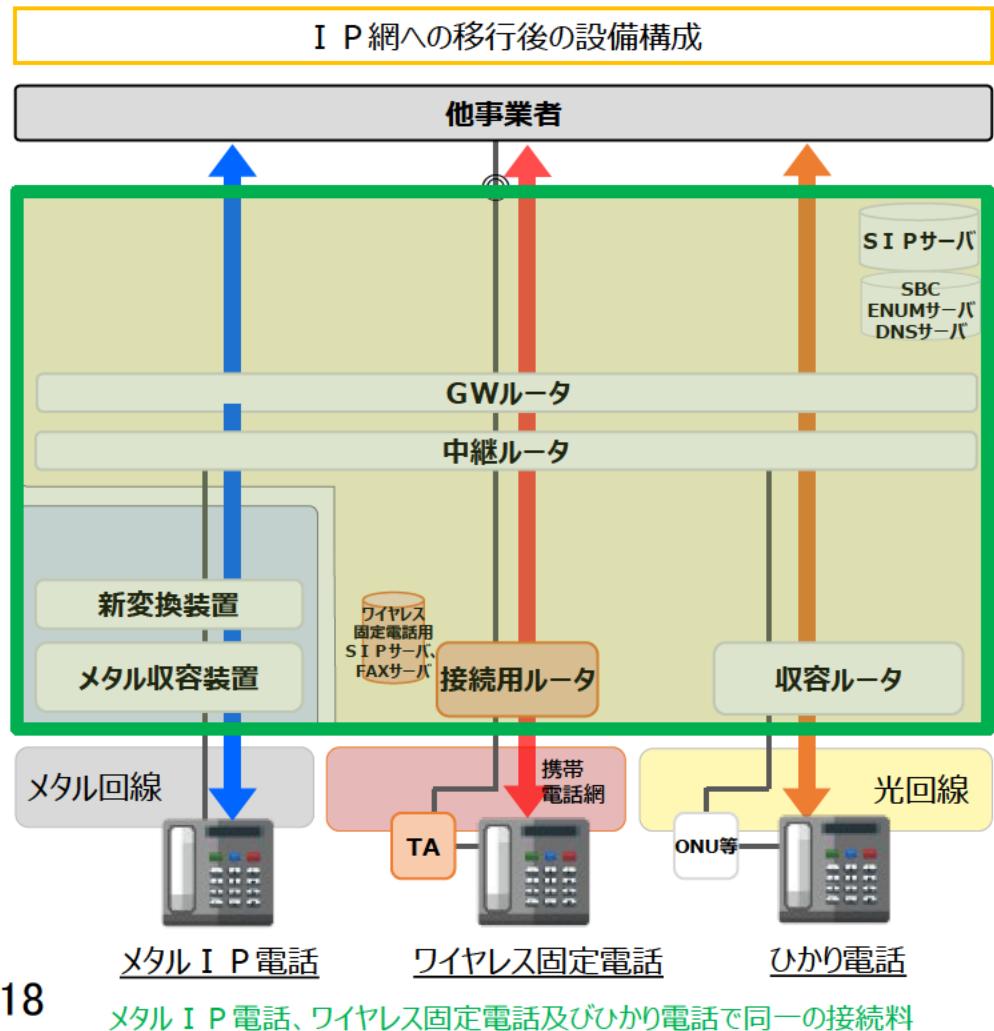
省令改正案の内容

○ 接続料規則第4条

固定電話網のIP網への移行後、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話を同一の接続料とするため、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の発着信に係る機能を単一の法定機能（組合せ適用接続機能）として規定する。

改 正 案 (下線部分を追加)

第4条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能及び組合せ適用接続機能（次条に定める機能をいう。以下この条において同じ。）とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備（組合せ適用接続機能については、次条各号に掲げる機能に対応する同表の下欄に掲げる対象設備とする。）及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。



省令改正案の内容

○ 接続料規則第4条の2の追加

組合せ適用接続機能に係る接続料の算定方法を規定するため、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話ごとに、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能を規定する。また、それぞれに含まれる要素機能は、第4条の表の法定機能で構成される。

改 正 案 (下線部分を新設)

第4条の2 組合せ適用接続機能は、次の各号に掲げる設備により提供する当該各号に定める機能を用いて、第一種指定電気通信設備によりメタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備、第一種指定ワイヤレス固定電話用設備若しくはインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行う機能をいう。

- 一 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である固定端末系電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送に用いるもの 前条の表二の項の機能（メタル回線収容機能に限る。）、五の項の機能、六の二の項の機能及び九の項から九の四の項までの機能
- 二 第一種指定ワイヤレス固定電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送に用いるもの 前条の表二の項の機能（ワイヤレス固定電話交換機能に限る。）、五の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）及び九の項から九の五の項までの機能
- 三 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送に用いるもの 前条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能

省令改正案の内容

○ 接続料規則第18条の3の2第1項及び第2項の追加

組合せ適用接続機能に係る接続料を算定するため、具体的な接続料算定方法（メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話ごとに、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能に係る設備の接続料を算定し、相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均すること）を規定する。

改 正 案 (下線部分を新設)

第18条の3の2 組合せ適用接続機能に係る接続料は、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、第四条の二各号の設備に係る費用をそれぞれ当該各号の設備に係る需要で除したものを、当該各号の設備に係る需要（他の電気通信事業者に係る需要に限る。）により加重平均することにより算定するものとする。

2 前項の場合において、通信路を設定する機能の接続料は通信回数を単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位としてそれぞれ設定するものとする。

組合せ適用接続機能に係る接続料（通信回数及び通信時間単位それぞれについて算定）

$$\begin{aligned}
 &= (\text{メタルIP電話に係る設備の固有部分の接続料} + A) \times (\text{メタルIP電話の相互接続トラヒック/相互接続トラヒック※}) \\
 &+ (\text{ワイヤレス固定電話に係る設備の固有部分の接続料} + A) \times (\text{ワイヤレス固定電話の相互接続トラヒック/相互接続トラヒック※}) \\
 &+ (\text{ひかり電話に係る設備の固有部分の接続料} + A) \times (\text{ひかり電話の相互接続トラヒック/相互接続トラヒック※}) \\
 &\quad \text{※ 相互接続トラヒック} = \text{メタルIP電話の相互接続トラヒック} + \text{ワイヤレス固定電話の相互接続トラヒック} + \text{ひかり電話の相互接続トラヒック}
 \end{aligned}$$

A = 関門系ルータ交換機能の接続料（時間比例）

- + 一般中継系ルータ交換伝送機能の接続料（時間比例）
- + 一般県間中継系ルータ交換伝送機能の接続料（時間比例）
- + SIPサーバ機能の接続料（回数比例）
- + SIP信号変換機能の接続料（回数比例）
- + 番号管理機能の接続料（回数比例）
- + ドメイン名管理機能の接続料（回数比例）

省令改正案の内容

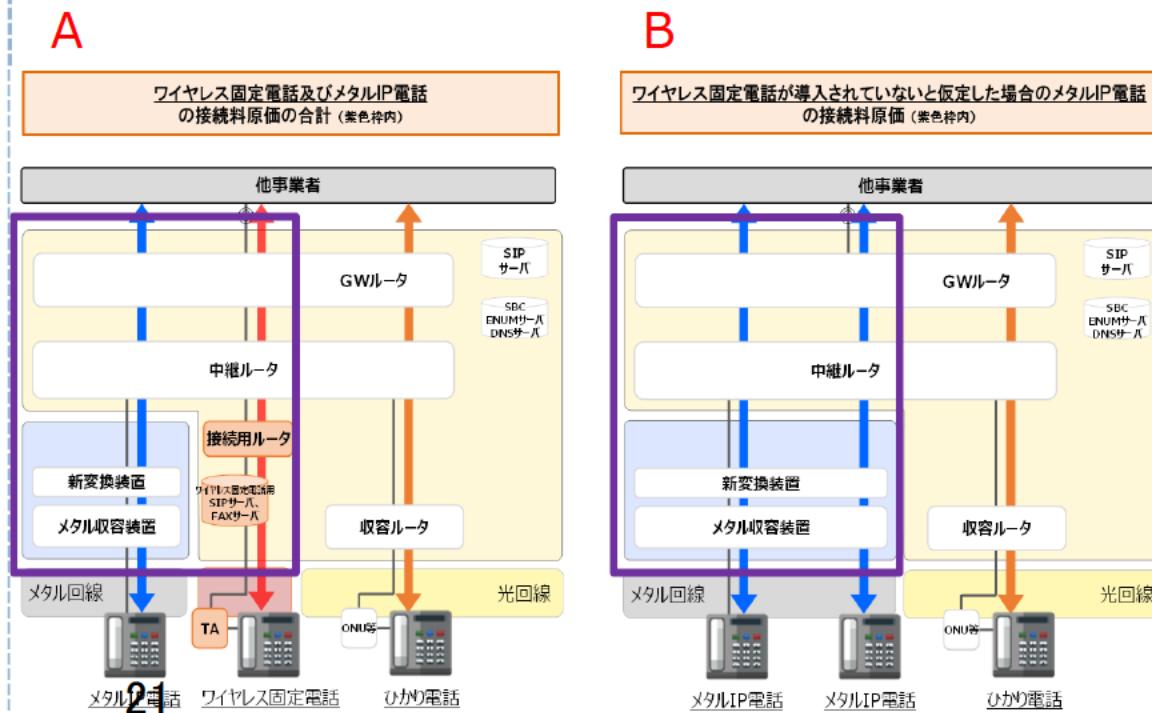
■ ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定に関する特例規定を整備 【接続料規則第18条の3の2第3項の追加、改正省令附則第4条】

- ✓ A及びBの比較を行い、AがBを上回る場合には、Bの接続料原価とすることを規定（接続料規則第18条の3の2第3項）
 - A：ワイヤレス固定電話及びメタルIP電話の接続料原価の合計
 - B：ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合のメタルIP電話の接続料原価

※導入済みのワイヤレス固定電話
をメタルIP電話であると仮定
- ✓ ワイヤレス固定電話導入当初においては、AがBを上回ると見込まれることから、令和10年3月31日までの間は、上記比較を省略し、導入済みのワイヤレス固定電話がメタルIP電話であると仮定した場合の接続料原価とすることを規定（改正省令附則第4条）

改 正 案 (下線部分を新設)

第18条の3の2第3項 第一項の組合せ適用接続機能に係る接続料の算定において、メタルIP電話接続機能（他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能（第一種指定メタル回線収容装置を経由する通信に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）及びワイヤレス固定電話接続機能（他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備を経由する通信に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る原価及び利潤の総額が、第一種指定ワイヤレス固定電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備（以下この項において「算定対象端末設備」という。）の数及び当該算定対象端末設備から発信する通信又は当該算定対象設備に着信する通信の通信量等をメタルIP電話接続機能に係る算定対象端末設備の数及び通信量等に合算することにより算定した場合のメタルIP電話接続機能に係る原価及び利潤の総額を上回る場合、メタルIP電話接続機能の接続料の算定においては、算定対象端末設備の数及び当該端末設備から発信する通信又は当該算定対象端末設備に着信する通信の通信量等を当該機能に係る算定対象端末設備の数及び通信量等に合算した値を用いるものとし、かつ、ワイヤレス固定電話接続機を加重平均の対象としないものとする。



省令改正案の内容

② 接続料算定に用いる通信量等の扱い

※ メタル収容装置、新変換装置及び新変換装置～中継ルータ間の伝送路

- メタルIP電話の固有の設備※に係る接続料に関し、前年度下期と当年度上期の通信量等の合算値の使用を継続 【改正後の平成17年改正省令附則第12項、改正省令附則第5条】
 - ✓ メタルIP電話固有部分の接続料算定に用いる通信量等について、前年度下期と当年度上期の通信量等の合算値を使用することとする措置の期限を、令和10年3月31日まで延長する。

③、④ 東西均一接続料の扱い

- メタルIP電話の固有の設備※に係る接続料に関し、NTT東日本・西日本の接続料の均一化を継続 【改正後の平成17年改正省令附則第15項】
 - ✓ メタルIP電話固有部分に係る接続料がNTT東日本・西日本において同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を両事業者で合算して接続料を算定することとする措置の期限を、令和10年3月31日まで延長する。
- NTT東日本からNTT西日本に対する金銭の交付を継続 【改正後の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令第2条】
 - ✓ メタルIP電話の固有の設備※に係る接続料に関し、NTT東日本からNTT西日本に対して金銭の交付を行うこととする措置の期限を、令和10年3月31日まで延長する。

⑤ IP網への移行に伴い、PSTNに係る法定機能や接続料算定方法等に関する規定の削除等

- IP網への移行に伴い、PSTNに係る電気通信設備の機能に関する規定を削除 【施行規則第23条の4、第24条の5、接続会計規則第2条、接続料規則第2条、第4条、第5条、第15条、第16条、金銭の交付に関する省令第3条、平成17年改正省令附則第15項の一部を削除】
 - ✓ IP網への移行に伴い、関連する用語、機能を削除する。
- IP網への移行に伴い、第8次PSTN-LRICモデルによる接続料算定方法等を削除 【接続料規則別表第1の1、別表第1の2、別表第2の1、別表第2の2、別表第3、別表第4の1、別表第4の2、別表第4の3、別表第5、別表第6様式第1第2、別表第7、別表第8の一部を削除】
 - ✓ 第8次PSTN-LRICモデルによる接続料算定を行わないことから、関連する表を削除する。
- PSTNに係る電気通信設備の機能に関する規定を施行規則、接続会計規則及び接続料規則から削除したことによる用語の定義 【改正後の第一種算定規則第13条、別表第4】

令和6年8月23日

- ・情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に対して、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案を諮詢

令和6年8月24日～同年9月24日

- ・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案の意見募集

令和6年9月27日～同年10月10日

- ・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案の再意見募集

令和6年10月21日

- ・意見募集の結果を踏まえた接続委員会における審議

令和6年10月31日

- ・情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）から、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案の答申

答申後速やかに

- ・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の公布

（参考）改正省令公布後

- ・総務大臣からNTT東日本・西日本へ接続料算定に用いる資産及び費用の整理の手順を通知
- ・NTT東日本・西日本から接続約款の変更認可申請（令和7年度接続料）
- ・情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に対して諮詢、意見募集
- ・情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）からの答申
- ・NTT東日本・西日本の接続約款の変更を認可

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令
(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、対象前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料の認可の基準)</p> <p>第二十二条の四 法第三十二条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・五 略〕</p> <p>六 削除</p> <p>〔七・八 略〕</p> <p>九 削除</p> <p>〔十・十一 略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料の認可の基準)</p> <p>第二十二条の四 〔同上〕</p> <p>〔一・五 同上〕</p> <p>六 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置</p> <p>〔七・八 同上〕</p> <p>九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される都道府県の区域と異なる都道府県の区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置</p> <p>〔十・十一 同上〕</p> <p>十二 信号用中継交換機（電気通信業務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）の交換を行う設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置</p>
2 法第三十二条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。	<p>〔一・一の二 略〕</p> <p>一の三 関門系ルータ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第二十二条第二項第六号の二に規定する関門系ルータをいう。以下この項において同じ。）の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項</p> <p>〔二・九 略〕</p> <p>十 削除</p> <p>〔十の一・十一 略〕</p> <p>〔3 略〕</p> <p>（第二種指定電気通信設備の基準等）</p> <p>第二十二条の九の二 〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>一の三 関門系ルータ（第一種指定電気通信設備接続料規則第二条第一項第六号の一に規定する関門系ルータをいう。以下この項において同じ。）の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項</p> <p>〔二・九 同上〕</p> <p>十一 番号ホリタビリティ機能（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項に規定するものをいう。）の接続料について、同令第十五条の二ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項</p> <p>〔十の一・十一 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>（第二種指定電気通信設備の基準等）</p> <p>第二十二条の九の二 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>

<p>3 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く。）、音響若しくは映像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備（以下この項において「交換設備」という。）であつて次に掲げるもの</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>〔二〕四 略 （届出を要しない機能）</p> <p>第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>五 公衆電話機により提供される電気通信役務に関する料金を即時に収納するための機能（第一種指定メタル回線収容装置（第一種指定電気通信設備接続料規則第一条第二項第一号の二に規定する第一種指定メタル回線収容装置をいう。第七号において同じ。）と公衆電話機との間の信号の伝送交換に係る機能に限る。）</p> <p>〔六 略〕</p> <p>七 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者が、端末設備から利用条件を設定し又は変更するための機能（他の電気通信事業者との接続に関する条件を設定し又は変更するための機能を除く。）であつて、その機能の提供が第一種指定メタル回線収容装置以外の電気通信設備を用いて可能となるもの</p> <p>〔八 略〕</p>	<p>3 「同上」</p> <p>一 符号（信号を除く。）、音響若しくは映像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備（以下この項において「交換設備」という。）であつて次に掲げるもの</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>〔二〕四 同上 （届出を要しない機能）</p> <p>第二十四条の五 「同上」</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>五 公衆電話機により提供される電気通信役務に関する料金を即時に収納するための機能（第一種指定加入者交換機と公衆電話機との間の信号の伝送交換に係る機能に限る。）</p> <p>〔六 同上〕</p> <p>七 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者が、端末設備から利用条件を設定し又は変更するための機能（他の電気通信事業者との接続に関する条件を設定し又は変更するための機能を除く。）であつて、その機能の提供が第一種指定加入者交換機以外の電気通信設備を用いて可能となるもの</p> <p>〔八 同上〕</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第二条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(用語)			(用語)		
第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）において使用する用語の例による。			第二条 「同上」		
2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。			2 「同上」		
〔一・四 略〕			〔一・四 同上〕		
五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表一の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項、六の一の項、六の三の項及び九の項から九の五の項までの機能（以下別表第一において「端末系ルータ交換機能等」といいう。）に係る設備、接続料規則第二条第二項第一号の二に規定する第一種指定ワイヤレス固定電話用設備（固定端末系伝送路設備であるものを除く。）並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の「一般第一種指定ルータ」（接続料規則第二条第二項第六号に規定する「一般第一種指定ルータをいう。」）及びその附屬設備をいう。			五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表一の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（閘門系ルータ交換機能に限る。）、五の一の項、六の一の項、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第一において「端末系ルータ交換機能等」といいう。）に係る設備、接続料規則第二条第二項第一号の二に規定する第一種指定ワイヤレス固定電話用設備（固定端末系伝送路設備であるものを除く。）並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の「一般第一種指定ルータ」及びその附屬設備をいう。		
〔六・七 略〕			〔六・七 同上〕		
別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕			別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕		
勘 定 科 目 表			勘 定 科 目 表		
資 産			資 産		
科 目	款 (原価部門)	項	科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備 S I P サーバ セッションボーダーコントローラ E N U M サーバ I P 電話用D N S サーバ ゲートウェイルータ	1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ S I P サーバ セッションボーダーコントローラ E N U M サーバ I P 電話用D N S サーバ ゲートウェイルータ

	<p>係るもの) 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）</p>		<p>係るもの) 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 第一種指定設備利用部門 支援設備（補助部門） 全般管理（補助部門）</p>
[略]	[同左]	[同左]	[同左]

費　　用
營　業　費　用

[表略]

収　　益
營　業　収　益

[表略]

[同略]

別表第二〔第6条・第8条〕

費　　用
營　業　費　用

[表同左]

収　　益
營　業　収　益

[表同左]

[同同左]

別表第二〔第6条・第8条〕

接続会計財務諸表様式

[様式第1～様式第3 略]

様式第3の2

固定資産帰属明細表(一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

接続会計財務諸表様式

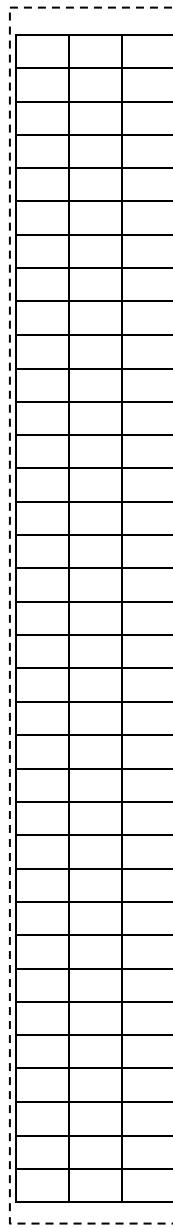
[様式第1～様式第3 同左]

様式第3の2

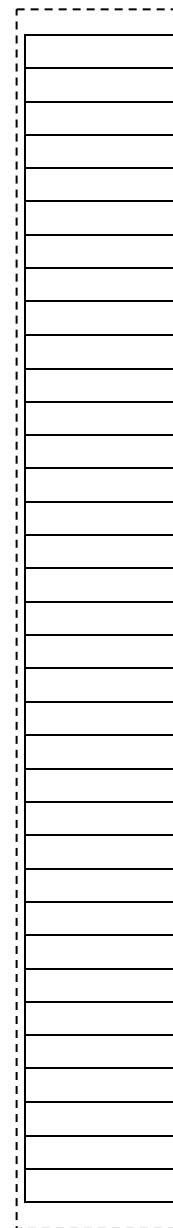
固定資産帰属明細表(一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)

	[略]	
	[略]	
電 力 設 備	[略]	
	[略]	
電 話 番 号 案 内 設 備	[略]	
	[略]	
	[略]	
監 視 設 備	[略]	
	[略]	
	[略]	
(何)	[略]	
	[略]	
空 中 線 設 備	[略]	
	[略]	
通 信 衛 星 設 備	[略]	
	[略]	
	[略]	
端 末 設 備	[略]	
	[略]	
	[略]	
市 内 線 路 設 備	[略]	
	[略]	
	[略]	
市 外 線 路 設 備	[略]	
	[略]	
	[略]	
土 木 設 備	[略]	
	[略]	
	[略]	
海 底 線 設 備	[略]	
	[略]	
	[略]	



	[同左]	
	[同左]	
電 力 設 備	[同左]	
	[同左]	
電 話 番 号 案 内 設 備	[同左]	
	[同左]	
	[同左]	
監 視 設 備	[同左]	
	[同左]	
	[同左]	
(何)	[同左]	
	[同左]	
空 中 線 設 備	[同左]	
	[同左]	
通 信 衛 星 設 備	[同左]	
	[同左]	
	[同左]	
端 末 設 備	[同左]	
	[同左]	
	[同左]	
市 内 線 路 設 備	[同左]	
	[同左]	
	[同左]	
市 外 線 路 設 備	[同左]	
	[同左]	
	[同左]	
土 木 設 備	[同左]	
	[同左]	
	[同左]	
海 底 線 設 備	[同左]	
	[同左]	
	[同左]	



建物	[略]
[略]	
[略]	
構築物	[略]
[略]	
[略]	
機械及び装置	[略]
[略]	
[略]	
車両及び船舶	[略]
[略]	
[略]	
工具、器具及び備品	[略]
[略]	
[略]	
休止設備	[略]
[略]	
[略]	
土地	[略]
[略]	
[略]	
建設仮勘定	[略]
[略]	
[略]	
無形固定資産	[略]
[略]	
[略]	
設備区分ごとの固定資産合計	[略]
[略]	
[略]	

[略]

[様式第4 略]

様式第4の2

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

建物	[同左]
[同左]	
[同左]	
構築物	[同左]
[同左]	
[同左]	
機械及び装置	[同左]
[同左]	
[同左]	
車両及び船舶	[同左]
[同左]	
[同左]	
工具、器具及び備品	[同左]
[同左]	
[同左]	
休止設備	[同左]
[同左]	
[同左]	
土地	[同左]
[同左]	
[同左]	
建設仮勘定	[同左]
[同左]	
[同左]	
無形固定資産	[同左]
[同左]	
[同左]	
設備区分ごとの固定資産合計	[同左]
[同左]	
[同左]	

[同左]

[様式第4 同左]

様式第4の2

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

		(単位 円)						(単位 円)			
一般第一種指定設備計		〔略〕				一般第一種指定設備計		〔同左〕			
業 費		〔略〕				業 費		〔同左〕			
う	ち	貸	倒	損	失	う	ち	貸	倒	損	失
營業費						營業費		營業費		營業費	
運用費						運用費		運用費		運用費	
施設保全費						施設保全費		施設保全費		施設保全費	
共通費						共通費		共通費		共通費	
管理費						管理費		管理費		管理費	
試験研究費及び研究費償却						試験研究費及び研究費償却		試験研究費及び研究費償却		試験研究費及び研究費償却	
減価償却費						減価償却費		減価償却費		減価償却費	
固定資産除却費						固定資産除却費		固定資産除却費		固定資産除却費	
うち除却損						うち除却損		うち除却損		うち除却損	
通信設備使用料						通信設備使用料		通信設備使用料		通信設備使用料	
租税公課						租税公課		租税公課		租税公課	
合計						合計		合計		合計	
		(単位 %)						(単位 %)			
直課						直課		直課		直課	
活動基準帰属						活動基準帰属		活動基準帰属		活動基準帰属	
配賦						配賦		配賦		配賦	

[注] 略]

[注] 同左]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
<p>〔第一 章 略〕</p> <p>第二章 法定機能の内容等（第四条・第五条）</p> <p>〔第三章・第四章 略〕</p> <p>第五章 接続料設定（第十四条・第十八条の二の二）</p> <p>〔第六章・第八章 略〕</p> <p>附則 （用語）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第十五号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 削除</p> <p>〔二の二・一の三 略〕</p> <p>二 削除</p> <p>三 削除</p> <p>四 略</p> <p>四の二 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるものをいう。</p> <p>五・六の二 略</p> <p>六の二 メディアゲートウェイ 他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門系ルータで接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行う装置をいう。</p> <p>七・九の四 略</p> <p>九の五 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備 電気通信事業法施行規則第二十二条の二第四項第三号の設備（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備に限る。）であつて、一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータと連携してインターネットプロトコルによりペ</p>	<p>〔第一 章 同上〕</p> <p>第二章 法定機能の内容等（第四条・第五条）</p> <p>〔第三章・第四章 同上〕</p> <p>第五章 接続料設定（第十四条・第十八条の二の二）</p> <p>〔第六章・第八章 同上〕</p> <p>附則 （用語）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一 第一種指定加入者交換機 メタリインターネットプロトコル電話用設備以外のアナログ電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備以外の総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。</p> <p>二 第一種指定中継交換機 主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指定中継系交換等設備をいう。</p> <p>三 第一種指定中継伝送路設備等 第一種指定中継系伝送路設備、同一の建物に設置されている第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備、第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備及び第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備をいう。</p> <p>四 同上</p> <p>新設</p> <p>五・六の二 同上</p> <p>六の二 メディアゲートウェイ 他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門交換機又は閑門系ルータで接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行う装置をいう。</p> <p>七・九の四 同上</p> <p>新設</p>

ケシトの伝送の制御、固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するもの又はアクションリコールの制御を行ふ機能を有するものをいう。

十一 削除

十二 削除

〔十二〕十五 略

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能及び次条に定める組合せ適用接続機能(以下この条及び第十八条の三の二において単に「組合せ適用接続機能」という。)として、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備(組合せ適用接続機能については、次条各号に掲げる機能に対応する同表の下欄に掲げる対象設備とする。)及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
〔一〕略	〔一〕端末系 交換機能 ワイヤレス 固定電話交換機能	〔一〕般第一種指定ワイヤレス 固定電話用収容ルータにより 通信の交換を行う機能

十一 開門交換機 第二種指定中継交換等設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される第一種指定中継交換機であつて、通信路を設定する機能、接続料の精算に係る情報を送信する機能及び発信者の電気通信番号を転送する機能を提供するものをいう。

十二 信号用伝送路設備 信号の伝送を行う設備をいう。

〔十二〕十五 同上

(法定機能の区分、内容及び対象設備等)

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能として、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
〔一〕同上	〔一〕端末系 交換機能 加入者交換機能	〔一〕般第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能 〔一〕般第一種指定加入者交換機によりトランクボート機能及び ボート機能を除く。)
能 力	信号制御交換機能 番号ボリューム機 指定端末系伝送路設備	第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備により当該第一種指定加入者交換機を介して伝送される信号番号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能 するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に

四 削除

〔二一一の三 略〕

四 市内伝送機能	第一種 指定 加入者 交換機 間 の 通 信 を 伝 送 す る 機 能	第一種 指定 加入者 交換機 と 第一種 指定 中継 交換機 と の 間 に 設 置 さ れ る 第一種 指定 中継 系 伝 送 路 設 備 の 両 端 に 対 向 し て 設 置 さ れ る 伝 送 装 置 等 を 含 む。」 及 び 第一 種 指定 中継 交換機 (第一種 指定 市内 伝 送 路 設 備、第一
四 市内伝送機能	第一種 指定 加入者 交換機 間 の 通 信 を 伝 送 す る 機 能	第一種 指定 加入者 交換機 と 第一種 指定 中継 交換機 と の 間 に 設 置 さ れ る 第一種 指定 中継 系 伝 送 路 設 備 の 両 端 に 対 向 し て 設 置 さ れ る 伝 送 装 置 等 を 含 む。」 及 び 第一 種 指定 中継 交換機 (第一種 指定 市内 伝 送 路 設 備、第一

五 開門系ルータ交換機能

他の電気通信事業者の電気通信設備を開門系ルータで接続する場合における当該開門系ルータにより通信の交換を行う機能

開門系ルータ

五 中継系交換機能

能 ク ポ ト ト 機 共用トランジット機	中継交換機 専用トランジット機	能 ク ポ ト ト 機 中継交換機	第一種指定中継交換機 この項の中継交換機専用トランジット機能を除く。	他 の 電 气 通 信 事 业 者 の 電 气 通 信 设 大 き い て く う す る 场 合 に お け る 当 該 開 門 系 ル タ に よ り 通 信 の 交 換 を 行 う 機 能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行いう機能（第一種指定中継交換機専用トランジット機能及び中継機機能を除く。）	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置との間で設置される伝送装置等を含む。）
五の二 音声パケット変換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を開門交換機で接続する場合における音声信号を編集する機能	第一種指定加入者交換機と中継系伝送路設備等との間に設置される第一種指定中継交換機との間で信号を編集する機能	第一種指定中継交換機と第一種指定中継系伝送路設備等との間に信号を編集する機能	第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置との間で設置される伝送装置等を含む。	第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置との間で設置される伝送装置等を含む。	第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置との間で設置される伝送装置等を含む。

六 中継伝送機能	一般光信号	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線）（第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線）（中継系伝送路設備の両端に對向して設置される伝送装置等（波長分割多重装置等を含む。）を除く。）により通信を伝送する機能）	第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備の両端に對向して設置される伝送装置等（波長分割多重装置を含む。）を除く。）に限る
六 中継伝送機能	中継伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備の両端に對向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を専ら伝送する機能（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能）	第一種指定中継系伝送路設備等であつて、第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備の両端に對向して設置される伝送装置等を含む。）及び第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信設備との間に設置される第一種指定中継交換機と他

八 〔六の三・七 削除	〔六の二 グ 能 能 傳 送 機 器 〔略〕	〔略〕							

八 〔六の三・七 信号伝送機能	〔六の二 グ 能 能 傳 送 機 器 〔同上〕	〔同上〕							

「九の四の二」略	九の四 能	九の四 ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイル・ピリ・アドレスを出力する機能	I P電話用 DNSサーバ
「九の五十四」	九の五 能	九の五 ワイヤレス固定電話用制御等機能	第一種指定ワイヤレス固定電話用設備と連携して、インターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備

備考

「一 略」

「削る」

二 表六の項の機能は、対象設備が事業者の建物内に設置される場合におけるものと建物外に設置される場合におけるものとで区分を行うものとする。

第四条の一 組合せ適用接続機能は、次の各号に掲げる設備により提供する当該各号に定める機能を用いて、第一種指定電気通信設備によりメタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコル用いた総合デジタル通信用設備、第一種指定ワイヤレス固定電話用設備若しくはインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行う機能をいう。

一 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコル用いた総合デジタル通信用設備である固定端末系電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送に用いるものの前条の表二の項の機能（メタル回線収容機能に限る。）五の項の機能、六の二の項の機能及び九の項から九の四の項までの機能

「九の四の二 同上」	九の四 能	九の四 ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイル・ピリ・アドレスを出力する機能	I P電話用 DNSサーバ
------------	-------	---------------	--	---------------

備考

「一 同上」

- 二 表二の項の加入者交換機能においては、次に掲げる機能を含むものとする。
 イ 事業者が他の電気通信事業者の利用者料金を回収し、当該利用者料金から他の電気通信事業者が事業者に支払うべき接続料を相殺し精算している場合において、利用者料金と接続料とを分離して計算する機能
 ロ 第二種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の交換設備との間の伝送路設備を用いて伝送することが困難な場合に第一種指定中継交換機を経由して当該第一種指定加入者交換機と当該他の電気通信事業者の交換設備との間で伝送を行うことを可能とする機能
- 三 表六の項の機能（中継伝送共用機能を除く。）は、対象設備が事業者の建物内に設置される場合におけるものと建物外に設置される場合におけるものとで区分を行うものとする。

「新設」

二 第一種指定ワイヤレス固定電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送に用いるもの。前条の表一の項の機能（ワイヤレス固定電話交換機能に限る。）五の項の機能、六の一の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）及び九の項から九の五の項までの機能

三 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送に用いるもの。前条の表一の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先ペケット識別機能に限る。）五の項の機能、六の一の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継系ルータ交換伝送機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能

〔法第三十三条第五項機能〕

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項機能」という。）は、第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能に限る。）及び六の一の項の機能（一般中継系ルータ接続伝送機能に限る。）とする。

〔メタル回線収容機能の接続料〕

第十五条 第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能に限る。）の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

〔2・3 略〕

〔削る〕

〔一般中継系ルータ接続伝送機能の接続料〕

第十六条 第四条の表六の一の項の機能（一般中継系ルータ接続伝送機能に限る。）の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、

〔法第三十三条第五項機能〕

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項機能」という。）は、前条の表一の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能（同表備考一のイに掲げる機能を除く。）加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）六の一の項の機能（一般中継系ルータ接続伝送機能に限る。）及び八の項の機能とする。

〔端末系交換機能等の接続料〕

第十五条 第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能に限る。）及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

〔2・3 同上〕

〔番号ボリューティ機能の接続料〕

第十五条の二 第四条の表二の項の番号ボリューティ機能の接続料は、当該機能により通信路が変更された通信の回数を単位として設定するものとする。ただし、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を事業者に支払うことによる合理的な理由があり、その支払いが確保される場合には、当該回数に代えて、当該機能に係る第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号の数を単位として設定することができる。

〔市内伝送機能等の接続料〕

第十六条 第四条の表一の項の機能（加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）四の項の機能、五の項の機能（中継交換機専用トランクポート機

距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

(SIPサーバ機能等に係る接続料)

第十八条の三 第四条の表九の項から九の五の項までの機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

(組合せ適用接続機能に係る接続料)

第十八条の三の二 組合せ適用接続機能に係る接続料は、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、第四条の一各号の設備に係る費用をそれぞれ当該各号の設備に係る需要で除したものと、当該各号の設備に係る需要（他の電気通信事業者に係る需要に限る。）により加重平均することにより算定するものとする。

2 前項の場合において、通信路を設定する機能の接続料は通信回数を単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位としてそれぞれ設定するものとする。

3 第一項の組合せ適用接続機能に係る接続料の算定において、メタルIP電話接続機能（他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能（第一種指定メタル回線収容装置を経由する通信に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）及びワイヤレス固定電話接続機能（他の電気通信事業者の電気通信設備を閑門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能（第一種指定ワイヤレス固定電話用設備を経由する通信に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る原価及び利潤の総額が、第一種指定ワイヤレス固定電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備（以下この項において「算定対象端末設備」という。）の数及び当該算定対象端末設備から発信する通信又は当該算定対象設備に着信する通信の通信量等をメタルIP電話接続機能に係る算定対象端末設備の数及び通信量等に合算することにより算定した場合のメタルIP電話接続機能に係る原価及び利潤の総額を上回る場合、メタルIP電話接続機能の接続料の算定においては、算定対象端末設備の数及び当該端末設備から発信する通信又は当該算定対象端末設備に着信する通信の通信量等を当該機能に係る算定対象端末設備の数及び通信量等に合算した値を用いるものとし、かつ、ワイヤレス固定電話接続機能を加重平均の対象としないものとする。

別表第1の1（第6条関係） 対象設備に係る設備区分

〔整る〕

能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び六の一の項の一般中継系ルータ接続伝送機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

(SIPサーバ機能等に係る接続料)

第十八条の三 第四条の表九の項から九の四の項までの機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

〔新設〕

別表第1の1（第6条関係） 対象設備に係る設備区分

第1表

対象設備	設備区分
第一種指定端末系伝送路設備（加入者側）	第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に限る。

		終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)	
	光ケーブル成端架 メタルケーブル		第一種指定端末系伝送路設備に属する部分に 限る。 加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に 設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置 間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に 設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間（き線点 遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は 局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る 。）に設置するもの
	加入系光ケーブル		き線点遠隔収容装置～加入者交換機間に設置 するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～ 加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容裝 置設置局～加入者交換機設置局間に設置する ものを除く。）
	加入系電柱		加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置 間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に 設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置す るもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加 入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容裝 置設置局～加入者交換機設置局間に設置する ものを除く。）
	加入系管路		加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置 間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に 設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置す るもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加 入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容裝 置設置局～加入者交換機設置局間に設置する ものを除く。）
	加入系中口径		加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置

		管路	間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
	加入系共同溝		加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
	加入系とう道		加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
	電線共同溝		加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。）
	自治体管路		加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置

			間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。） 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間に設置するもの（局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するものを除く。） 加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間（き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
	情報ボックス 総合デジタル通信局内回線終端装置	加入者交換機 加入者交換回線収容装置 局設置遠隔収容装置 消防警察トラ	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置、アナログ・デジタル回線共通部及び加入者交換回線収容装置を除く。 アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。
49			一一十六回

	ンク	
	警察消防用回線集約装置	
	光ケーブル成端架	第一種指定加入者交換機に属する部分（中継系光ケーブル（局設置遠隔収容装置～加入者交換機間及び加入者交換機～中継交換機間に設置するもの）を収容するもの）に限る。
	伝送装置	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	中間中継伝送装置	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	クロック供給装置	局設置遠隔収容装置 加入者交換機
	中継系光ケーブル	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	海底光ケーブル	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	海底中間中継伝送装置	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	無線伝送装置	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	無線アンテナ	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	無線鉄塔	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	衛星通信設備	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	中継系電柱	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	中継系管路	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	中継系中口径	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの

		管路	するもの
		中継系共同溝	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		中継系とう道	局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
	第一種指定加入者 交換機に係る設備 区分のうち、回線 数の増減に応じて 当該設備に係る費 用が増減するもの	アナログ局内 回線収容部	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に 設置するもの
		アナログ・デ ジタル回線共 通部	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置 間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に 設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間（き線点 遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は 局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る 。）に設置するもの
		局設置簡易遠 隔収容装置	加入者側終端装置～局設置簡易遠隔収容装置 間に設置するもの 加入者側終端装置～局設置遠隔収容装置間に 設置するもの 加入者側終端装置～加入者交換機間（き線点 遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は 局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る 。）に設置するもの
		き線点遠隔収 容装置	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信 局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回 線共通部を除く。
		加入者系半固 定パス伝送裝 置	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信 局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回 線共通部を除く。
		主配線盤	第一種指定加入者交換機に属する部分に限る 。

		光ケーブル成端架	第一種指定加入者交換機に属する部分のうち、加入系光ケーブル及び中継系光ケーブル（き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの並びに局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するものに限る。）を収容するもの
		中間中継伝送装置	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		クロック供給装置	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		中継系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		海底光ケーブル	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		海底中間中継伝送装置	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの

		無線伝送装置	局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		無線アンテナ	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		無線鉄塔	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		衛星通信設備	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		中継系電柱	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		中継系管路	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの

		中継系中口径管路	局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		中継系共同溝	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
		中継系とう道	き線点遠隔収容装置～加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置するもの 局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間に設置するもの
第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）		中継交換機 中継交換回線収容装置 クロック供給装置 光ケーブル成端架	中継交換回線収容装置を除く。 中継交換機 中継交換機に属する部分に限る。
第一種指定中継系伝送路設備等であって、第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置されるもの（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対		伝送装置 中間中継伝送装置 クロック供給装置	加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの

<p>向して設置される伝送装置等を含む。) 及び第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの(第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)</p>	<p>中継系光ケーブル 海底光ケーブル 海底中間中継伝送装置 無線伝送装置 無線アンテナ 無線鉄塔 衛星通信設備 中継系電柱 中継系管路 中継系中口径管路 中継系共同溝 中継系とう道</p>	<p>に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの 中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの 加入者交換機～中継交換機間に設置するもの</p>
---	---	--

対象設備	設備区分
[略]	

別表第1の2（第6条関係） 附属設備等に係る設備等区分

[削る]

信号用伝送路設備及び信号用中継交換機	信号用中継交換機	中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間に設置するもの
--------------------	----------	-----------------------------

第2表

対象設備	設備区分
[同左]	

別表第1の2（第6条関係） 附属設備等に係る設備等区分

第1表

附属設備等	設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置 直流変換電源装置 交流無停電電源装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 加入者交換機 中継交換機 伝送無線機械 市外線路 市内線路
共通用建物	共通用建物
共通用土地	共通用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品

附 属 設 備 等	設 備 等 区 分
[略]	

別表第2の1（第6条関係） 正味固定資産価額算定方法

[削る]

無形固定資産	交換機ソフトウェア その他の無形固定資産
--------	-------------------------

第2表

附 属 設 備 等	設 備 等 区 分
[同左]	

別表第2の1（第6条関係） 正味固定資産価額算定方法

第1表

定額法正味固定資産価額 = $\Sigma_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}} (\text{定額法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$

定額法正味固定資産価額(n) = (期首定額法正味固定資産価額(n) + 期末定額法正味固定資産価額(n)) ÷ 2

期首定額法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n - 1)、最低残存価額}

期末定額法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、最低残存価額}

定率法正味固定資産価額 = $\Sigma_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}} (\text{定率法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$

定率法正味固定資産価額(n) = (期首定率法正味固定資産価額(n) + 期末定率法正味固定資産価額(n)) ÷ 2

期首定率法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率)ⁿ⁻¹、投資額 × 最低残存率}

期末定率法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率)ⁿ、投資額 × 最低残存率}

債却率 = $1 - (\text{残存率})^{1 \div \text{法定耐用年数}}$

残存率 = 0.1とする。

なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算 定 方 法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) 局ごとに、アナログ電話・総合デジタル通信サービスの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位</p>

料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。

2 局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先交換機の決定

- (1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。
- (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。
- (3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置ごとに、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間の伝送路距離を考慮して局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先を決定する。

3 設備量の算定

加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。

なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。

- (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の発着信呼量に各役務の収容回線数を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁時総呼数とし、その最繁時総呼数の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数及び混在収容時効率低下係数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

	<p>(4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向バス数、加入者交換機接続呼中継バス数、局設置遠隔収容装置対向52Mバス数の合計を当該局の加入者交換機中継インターフェース数とし、加入者交換機中継インターフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額 =加入者交換機ユニット数 ×加入者交換機ユニット当たり単価 +回線共通投資額 +加入者交換機直収電話端子数 ×加入者交換機直収アナログ電話回線単価 +加入者交換機直収総合デジタル通信端子数 ×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価 +最繁時総呼数 ×最繁時総呼数単価 +最繁時呼量投資額 +対向局設置遠隔収容装置ユニット数 ×局設置遠隔収容装置対向基本部単価 +局設置遠隔収容装置対向1.5Mバス数 ×局設置遠隔収容装置対向1.5Mバス単価 +加入者交換機中継52Mバス数 ×加入者交換機中継52Mバス単価</p>
局設置遠隔収容装置	<p>1 局設置遠隔収容装置の設置基準</p> <p>局ごとに、局別収容回線数から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数が1万2千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ア 局に収容される回線に、メタル電話回線、低速専用線、高速メタル専用線及び光地域IP回線（当該光地域IP回線が当該局～加入者交換機設置局間に設置される伝送装置をメタル電話回線、低速専用線又は高速メタル専用線と共に用いない場合に限る。）以外の回線を含まないこと。</p> <p>イ メタル電話回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に</p>

	<p>回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>ウ 低速専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>エ 高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p>
2 設備量の算定	<p>局設置遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混在収容時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。</p>
3 投資額の算定	<p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額</p> <p>=局設置遠隔収容装置ユニット投資額 +局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数 ×局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価 +局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数 ×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価 +回線収容部投資額 +中継インターフェース部投資額</p>
局設置簡易遠隔収容装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>局設置簡易遠隔収容装置のユニット数を1とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の(1)及び(2)の算定式により、前項の規定に基づく局ごとのユニット数を用いて求めた局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局の局設置簡易遠隔収容装置投資額として、全ての局の局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額を合算し、局設置簡易遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額</p> <p>= (局設置簡易遠隔収容装置ユニット数 ×局設置簡易遠隔収容装置ユニット単価 +専用線ユニット単価) × (局設置簡易遠隔収容装置収容電話回線数 ÷ (局設置簡易遠隔収容装置収容電話回線数 +局設置簡易遠隔収容装置収容専用回線数)) +局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数 ×局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価</p>

	<p>+局設置簡易遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数 ×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価+回線収容部投資額</p> <p>(2) 局ごと局設置簡易遠隔収容装置投資額 =局設置簡易遠隔収容装置ユニット数 ×局設置簡易遠隔収容装置ユニット単価 +局設置簡易遠隔収容装置収容アナログ電話回線数 ×局設置簡易遠隔収容装置アナログ電話回線単価 +局設置簡易遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数 ×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価 +回線収容部投資額</p>
き線点遠隔収容装置	<p>1 回線数の算定 国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。 なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。 世帯自県案分率（県、調査区） =世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区） 就業者自県案分率（県、調査区） =就業者数（県、調査区）÷総就業者数（調査区）</p> <p>(1) 住宅用加入電話回線数 =局ごと住宅用加入電話契約回線数 ÷調査区ごと世帯数の局ごと合計 ×調査区ごとの世帯数 ×世帯自県案分率</p> <p>(2) 事務用加入電話回線数 =局ごと事務用加入電話契約回線数 ÷調査区ごと就業者数の局ごと合計 ×調査区ごとの就業者数 ×就業者自県案分率</p> <p>(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数 =単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数</p>

÷ 調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計

× 調査区ごとの世帯数

× 世帯自県案分率

(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数

= 単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数
÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計

× 調査区ごとの就業者数

× 就業者自県案分率

(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数

= 単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数
÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計

× 調査区ごとの就業者数

× 就業者自県案分率

(6) 第一種公衆電話回線数

= 単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数
÷ 単位料金区域内調査区数

× 世帯自県案分率

(7) 第一種デジタル公衆電話回線数

= 単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数
÷ 単位料金区域内調査区数

× 世帯自県案分率

(8) 第二種公衆電話回線数

= 単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数
÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計

× 調査区ごと就業者数

× 就業者自県案分率

(9) 第二種デジタル公衆電話回線数

= 単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数
÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計

× 調査区ごと就業者数

× 就業者自県案分率

(10) 低速専用線二線式回線数

= 単位料金区域別低速専用線実績回線数
× (県別低速専用線二線式実績回線数)

÷ (県別低速専用線二線式実績回線数)

+ 県別低速専用線四線式実績回線数))

÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計

× 調査区ごと就業者数

× 就業者自県案分率

(11) 低速専用線四線式回線数

= 単位料金区域別低速専用線実績回線数

× (県別低速専用線四線式実績回線数)

÷ (県別低速専用線二線式実績回線数)

+ 県別低速専用線四線式実績回線数))

÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計

× 調査区ごと就業者数

× 就業者自県案分率

(12) 高速メタル専用線回線数

= 単位料金区域別高速専用線実績回線数

× (県別高速メタル専用線実績回線数)

÷ (県別高速メタル専用線実績回線数)

+ 県別高速光専用線実績回線数))

÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計

× 調査区ごと就業者数

× 就業者自県案分率

(13) 高速光専用線回線数

= 単位料金区域別高速専用線実績回線数

× (県別高速光専用線実績回線数)

÷ (県別高速メタル専用線実績回線数)

+ 県別高速光専用線実績回線数))

÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計

× 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率

2 き線点～局間伝送路経路の選択

局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は次の基準により決定する。

(1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。

(2) 局を起点とし、±45° の傾きの範囲ごとに収容する。

(3) ±45° の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。

(4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中

心を通るように敷設する伝送路を設置する。

(5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。

(6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。

3 設備構成選択

き線点～局間伝送路ごとに、次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。

(1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。

(2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

(3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。

(4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

4 設備量の算定

(1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたき線点遠隔収容装置のユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。

ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したもの

イ 低速専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数で除したもの

ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数で除したもの

(2) 局ごとに、当該局に収容されるき線点の、(1)で算定したき線点ごとのき線点遠隔収容装置ユニット数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置ユニット数とし、き線点ごとのき線点遠隔収容装置収容回線数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。

5 投資額の算定

次の算定式 ((1)、(2)) により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額として全ての局の局ごとき線点遠隔収容装置投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。

(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額

= (局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数

	$ \begin{aligned} & \times \text{き線点遠隔収容装置ユニット単価} \\ & + \text{局ごと専用線収容装置ユニット数} \\ & \times \text{専用線ユニット単価}) \\ & \times (\text{局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数} \\ & \quad \div (\text{局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数})) \\ & + \text{局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数} \\ & \times \text{き線点遠隔収容装置回線単価} \\ & + \text{局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数} \\ & \times \text{き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価} \\ & + \text{き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数} \\ & \times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価} \end{aligned} $ <p>(2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額</p> $ \begin{aligned} & = \text{局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数} \\ & \times \text{き線点遠隔収容装置ユニット単価} \\ & + \text{局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数} \\ & \times \text{き線点遠隔収容装置回線単価} \\ & + \text{局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数} \\ & \times \text{き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価} \\ & + \text{き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数} \\ & \times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価} \end{aligned} $
加入者系半固定パス伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、アからウまでにより求めた加入者系半固定パス伝送装置の必要台数のうち最大のものを当該局の加入者系半固定パス伝送装置台数とする。</p> <p>ア 当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置数及び線点遠隔収容装置数を加入者系半固定パス伝送装置局外側インターフェース装置最大収容システム数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、加入者系半固定パス伝送装置局外側インターフェース装置最大搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及び線点遠隔収容装置に収容されるアナログ回線数を加入者系半固定パス伝送装置インターフェース装置当たりアナログ最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、加入者系半固定パス伝送装置局内インターフェース装置最大収容システム数で除したもの（1に満</p>

	<p>たない端数は、切り上げるものとする。) を、加入者系半固定バス伝送装置局内インターフェース装置最大搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ 当該局の加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス専用装置システム数（当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及び線点遠隔収容装置に収容される総合デジタル通信サービス回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）、当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及び線点遠隔収容装置に収容される低速専用回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり低速専用線最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）及び当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及び線点遠隔収容装置に収容される高速専用回線数を加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり高速専用線最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を合計したもの。）を加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線用装置最大収容システム数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)の台数に、当該局に帰属する局設置簡易遠隔収容装置及び線点遠隔収容装置に収容される回線数から専用役務に係るものを除いた比率を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額を合算し、加入者系半固定バス伝送装置投資額を算定する。</p> <p style="text-align: center;">局ごと加入者系半固定バス伝送装置投資額 =加入者系半固定バス伝送装置架数 ×加入者系半固定バス伝送装置1架当たり単価 +帰属するき線点遠隔収容装置に収容される回線数 ×加入者系半固定バス伝送装置回線当たり単価</p>
消防警察 トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別収容回線数を収容する場合は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を引いた後、1万で除し</p>

た商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。

- (2) 局設置遠隔収容装置設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、消防警察トランクの必要設備量を2とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。
- (3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当該局に帰属する全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の消防警察トランク必要数を加えたものを当該局の消防警察トランク数とする。
- (4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の消防警察トランク架数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トランク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局の局ごと消防警察トランク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。

局ごと消防警察トランク投資額

$$\begin{aligned}
 &= \text{消防警察トランク数} \\
 &\quad \times \text{消防警察トランク単価} \\
 &+ \text{消防警察トランク架数} \\
 &\quad \times \text{消防警察トランク搭載架単価}
 \end{aligned}$$

警察消防用回線集約装置

1 設備量の算定

警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。

- (1) 受付台取扱局に設定された専用線回線数を、当該受付台取扱局に対する割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用線回線数の算定をして割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とする。
- (2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で

	<p>除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の警察消防用回線集約装置数とする。</p> <p>(3) 当該局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の警察消防用回線集約装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した警察消防用回線集約装置数及び警察消防用回線集約装置架数を用いて割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての割付対象局の割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。</p> <p>割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額 $= \text{警察消防用回線集約装置数} \times \text{警察消防用回線集約装置単価} + \text{警察消防用回線集約装置架数} \times \text{警察消防用回線集約装置搭載架単価}$</p>
主配線盤	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を主配線盤の端子数とする。</p> <p>(2) (1)の端子数を主配線盤架当たり回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を主配線盤の架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した端子数及び架数を用いて局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局の局ごと主配線盤投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。</p> <p>局ごと主配線盤投資額 $= \text{主配線盤電話架数} \times \text{主配線盤架当たり単価} + \text{主配線盤電話端子数} \times \text{主配線盤端子当たり単価}$</p>
光ケーブル成端架	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数に回線当たり心線数を乗じてき線回線予備率分を加算したもの、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものに光予</p>

備心線数を加算したもの及び中継系電話用心線数の合計を光ケーブル成端架心線数とする。

(2) (1)の心線数を光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を光ケーブル成端架（大型）架数とする。光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数に光ケーブル成端架（大型）架数を乗じたものを、光ケーブル成端架（大型）心線数とする。

(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)で求めた光ケーブル成端架（大型）心線数を引いたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数より多ければ光ケーブル成端架（大型）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（中型）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型2）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型1）に収容することとする。

(4) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（大型）に収容する場合には、光ケーブル成端架（大型）架数に1を加え、光ケーブル成端架（大型）心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。

(5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）に収容する場合には、光ケーブル成端架（中型）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）心線数とする。

(6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型2）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型2）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型2）心線数とする。

(7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型1）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型1）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型1）心線数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき算定した心線数及び架数を用いて局ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局の局ごと光ケーブル成端架投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。

	<p>局ごと光ケーブル成端架投資額</p> <p>=光ケーブル成端架（大型）架数 　×光ケーブル成端架（大型）架当たり単価 　+光ケーブル成端架（大型）心線数 　×光ケーブル成端架（大型）心線当たり単価 　+光ケーブル成端架（中型）架数 　×光ケーブル成端架（中型）架当たり単価 　+光ケーブル成端架（中型）心線数 　×光ケーブル成端架（中型）心線当たり単価 　+光ケーブル成端架（小型2）架数 　×光ケーブル成端架（小型2）架当たり単価 　+光ケーブル成端架（小型2）心線数 　×光ケーブル成端架（小型2）心線当たり単価 　+光ケーブル成端架（小型1）架数 　×光ケーブル成端架（小型1）架当たり単価 　+光ケーブル成端架（小型1）心線数 　×光ケーブル成端架（小型1）心線当たり単価</p>
伝送装置	<p>1 局設置遠隔収容装置～加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定</p> <p>(1) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。</p> <p>ア 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容されるアナログ回線で収容される回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及びチャネル切上単位（1.5M）で除して、多重変換装置1.5Mバス数を算定する（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。</p> <p>イ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される総合デジタル通信サービス回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及び総合デジタル通信サービス6Mバス収容回線数で除して、多重変換装置6Mバス数を算定する（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。</p> <p>ウ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される低速専</p>

用線回線数、高速メタル専用線回線数及び高速光専用線回線数を伝送装置収容率及び6Mバス収容回線数で除して、6Mバス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置専用6Mバス数とする（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。

この場合において、6Mバス収容回線数は、低速専用、高速メタル専用及び高速光専用の別にそれぞれ対応した数値を用いる。

エ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容されるATM専用線回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数をそれぞれの回線当たり速度で乗じ、伝送装置収容率及び6Mバスあたり速度で除して、それぞれの伝送設備共用比率を乗じた上で6Mバス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置データ系6Mバス数とする（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。

オ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mバス数、多重変換装置専用6Mバス数及び多重変換装置データ系6Mバス数の合計並びにアの多重変換装置1.5Mバス数をインターフェース当たりハイウェイ数で除して、6Mインターフェース数及び1.5Mインターフェース数を算定する（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。

カ イ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mバス数、多重変換装置専用6Mバス数及び多重変換装置データ系6Mバス数の合計にチャネル切上単位（6M）を乗じたもの及びアの多重変換装置1.5Mバス数にチャネル切上単位（1.5M）を乗じたものの合計をチャネル切上単位（52M）で除して、多重変換装置52Mバス数を算定する（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。

キ カで算定した多重変換装置52Mバス数を3で除して（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）、多重変換装置156Mインターフェース数を算定する。

この際に生じた剩余の数を多重変換装置52Mインターフェース数とする。

ク カで算定した多重変換装置52Mバス数を3で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置ユニット数とする。また、多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したもの多重変換装置架数とする（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）。

(2) 加入者交換機設置局ごとに以下の手順で伝送装置の台数を算定する。

ア 当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局の多重変換装置156M

インターフェース数及び多重変換装置52Mインターフェース数それぞれの合計を当該局の多重変換装置156Mインターフェース数及び多重変換装置52Mインターフェース数とする。

イ 当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局の多重変換装置52Mバス数の合計を3で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置ユニット数とする。

ウ 当該局の多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を多重変換装置架数とする。

2 加入者交換機～中継交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定

加入者交換機～中継交換機間伝送路ごとに、次の手順で伝送装置の種類ごとの台数を算定する。

(1) 伝送装置の組合せは次のとおりとする。

ア 加入者交換機設置局に多重変換装置を設置し、中継交換機設置局に多重変換装置を設置する。

イ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（156M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（156M）を設置する。

ウ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）を設置する。

エ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置する。

オ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（156M）を設置し、中継交換機設置局にクロスコネクト装置を設置する。

カ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（600M）及びクロスコネクト装置を設置する。

キ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置（2.4G）及びクロスコネクト装置を設置する。

ク 加入者交換機設置局及び中継交換機設置局に分岐挿入伝送装置を設置する。

(2) 加入者交換機の設備量から、(1)のアからエまでの組合せごとの伝送装置のインターフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

(3) 中継交換機が2台以上の場合又は当該局に相互接続点が設置される場合にクロスコネクト装置を設置することとし、(1)のオ、カ及びキの組合せごとの伝送装置のインターフェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くなる組合せを選択する。

(4) (2)及び(3)で選択された組合せと(1)のクを比較し、投資額が最も低くなるものを選択する。

3 1及び2の規定に基づき算定した設備量から、当該設備を共有する専用線回線等（低速専用線回線数、高速メタル専用線回線数、高速光専用線回線数、ATM専用線回線数、ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数）に係る設備量を、それぞれのバス数の比率に基づいて控除する。

4 投資額の算定

次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した伝送装置の種類別の架数等を用いて伝送装置投資額を算定する。

局ごと伝送装置投資額＝多重変換装置投資額

+高速終端中継伝送装置投資額

+クロスコネクト装置投資額

+分岐挿入伝送装置投資額

局ごと多重変換装置投資額

=多重変換装置架数

×多重変換装置架・共通部当たり単価

+多重変換装置ユニット数

×多重変換装置ユニット当たり単価

+多重変換装置1.5Mインターフェース数

×多重変換装置1.5Mインターフェース当たり単価

+多重変換装置2Mインターフェース数

×多重変換装置2Mインターフェース当たり単価
+多重変換装置6Mインターフェース数

×多重変換装置6Mインターフェース当たり単価
+多重変換装置8Mインターフェース数

×多重変換装置8Mインターフェース当たり単価
+多重変換装置52Mインターフェース数

×多重変換装置52Mインターフェース当たり単価
+多重変換装置156Mインターフェース数

×多重変換装置156Mインターフェース当たり単

価

局ごと高速終端中継伝送装置投資額

= 高速終端中継伝送装置架数

× 高速終端中継伝送装置架・共通部当たり単価

+ 高速終端中継伝送装置ユニット数

× 高速終端中継伝送装置ユニット当たり単価

+ 高速終端中継伝送装置局内インターフェース数

× 高速終端中継伝送装置局内インターフェース当たり単価

+ 高速終端中継伝送装置局間インターフェース数

× 高速終端中継伝送装置局間インターフェース単価

局ごとクロスコネクト装置投資額

= クロスコネクト装置基本架数

× クロスコネクト装置基本架当たり単価

+ クロスコネクト装置接続架数

× クロスコネクト装置接続架当たり単価

+ クロスコネクト装置増設リンク数

× クロスコネクト装置増設リンク当たり単価

+ クロスコネクト装置空間スイッチユニット数

× クロスコネクト装置空間スイッチユニット当たり単価

+ クロスコネクト装置局内52Mインターフェース数

× クロスコネクト装置局内52Mインターフェース当たり単価

+ クロスコネクト装置局内156Mインターフェース数

× クロスコネクト装置局内156Mインターフェース当たり単価

+ クロスコネクト装置局外インターフェース数

× クロスコネクト装置局外インターフェース当たり単価

+ クロスコネクト装置ユニット数

× クロスコネクト装置ユニット単価

局ごと分岐挿入伝送装置投資額

= 分岐挿入伝送装置システム数

× 分岐挿入伝送装置システム当たり単価

+ 分岐挿入伝送装置局内インターフェース数

× 分岐挿入伝送装置局内インターフェース当たり単価

中間中継 1 局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間

伝送装置	<p>中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数と当該局に設置される局設置簡易遠隔収容装置数の合計を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>(1) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、多重変換装置（52M）及び多重変換装置（156M）につき、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、当該局に設置する多重変換装置インターフェース数を乗じたものを当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>(2) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>3 加入者交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>加入者交換機設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、多重変換装置（52M）及び多重変換装置（156M）につき、多重変換装置局間インターフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの（1に満たない端数は、切</p>
------	--

り上げるものとする。) を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。

(2) 加入者交換機設置局ごとに、高速終端中継伝送装置（156M）、高速終端中継伝送装置（600M）及び高速終端中継伝送装置（2.4G）につき、高速終端中継伝送装置局間インターフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものの合計を中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装置架数とする。

4 中継交換機設置局～中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定

中継交換機設置局（当該局の上位に中継交換機設置局が存在する局に限る。）ごとに、高速終端中継伝送装置（156M）、高速終端中継伝送装置（600M）及び高速終端中継伝送装置（2.4G）につき、高速終端中継伝送装置局間インターフェース数を2で除したものに、中継交換機設置局～中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を乗じたものの合計を当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。

5 投資額の算定

次の算定式により、前4項の規定に基づき算定した中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数を用いて局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと中間中継伝送装置投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。

局ごと中間中継伝送装置投資額

= 中間中継伝送装置架数

× 中間中継伝送装置架・共通部当たり単価

+ 中間中継伝送装置数

× 中間中継伝送装置単価

クロック
供給装置

1 設備量の算定

(1) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（当該局に設置される無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちT DMA装置架数、衛

星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの)をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。

- (2) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（局設置遠隔収容装置の台数、多重変換装置の架数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちT DMA装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの。）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。
- (3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局との間で設置する多重変換装置の架数、加入者系半固定パス伝送装置の架数、多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数及び加入者交換機のユニット数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちT DMA装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの。）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。
- (4) 中継交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数（多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数、中継交換機のユニット数、クロスコネクト装置基本架数及びクロスコネクト装置増設架数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちT DMA装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの。）をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき算定した被クロック供給装置数及び架数を用いて局ごとクロック供給装置投資額を求め、全ての局の局ごとクロック供給装置投資額を合算し、クロック供給装置投資額を算定する。

局ごとクロック供給装置投資額

=クロック供給装置架数

×クロック供給装置架・共通部単価

+クロック供給装置被クロック供給装置数÷4

×クロック供給装置供給クロック単価	
メタルケーブル	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布をもとに、あらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの亘長kmを算定する。ケーブルの対数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数、条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長km、対kmを算定する。</p> <p>(2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km、対kmは、加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>(3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長kmを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線亘長が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局から近いものであり、かつ敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。</p> <p>(5) 伝送路の各区間における必要対数、条数は、需要数を勘案して算定し</p>

	<p>、メタルケーブル延長km、対kmの算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容される全ての局ごとにメタルケーブル対km及びメタルケーブル延長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごとのメタルケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごとメタルケーブル投資額を合算して、メタルケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> =当該種別架空メタルケーブル対km ×当該種別架空メタルケーブル対km単価 +当該種別架空メタルケーブル延長km ×当該種別架空メタルケーブル延長km単価 +当該種別地下メタルケーブル対km ×当該種別地下メタルケーブル対km単価 +当該種別地下メタルケーブル延長km ×当該種別地下メタルケーブル延長km単価
加入系光ケーブル	<p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定にあたっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの直長kmを算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を勘査して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長km、心kmを算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長kmは、加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線直長kmを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線直長kmが確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p>

イ 架空光ケーブル及び線点遠隔収容装置を設置する。

ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。

エ 地下光ケーブル及び線点遠隔収容装置を設置する。

(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。

(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。

(5) 伝送路の各区間における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル延長km、心kmの算定に使用する。

3 投資額の算定

前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容される全ての局ごとに光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごとの光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。

局ごと光ケーブル投資額

=加入系架空光ケーブル心km

×加入系架空光ケーブル心km単価

+加入系架空光ケーブル延長km

×加入系架空光ケーブル延長km単価

+加入系地下光ケーブル心km

×加入系地下光ケーブル心km単価

+加入系地下光ケーブル延長km

×加入系地下光ケーブル延長km単価

中継系光ケーブル

1 局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定

局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該局に設置する局設置簡易遠隔収容装置ユニット数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。

2 局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定

	<p>局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該局に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。</p> <p>3 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>網構成（交換機設置局間の伝送路の構成）ごとに、必要となる伝送装置の量を勘案し、必要なケーブル設備量を算定し、交換機設置局ごとに必要となる伝送容量に応じて設備量を帰属する。</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、局ごとに光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごとの光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。</p> <p style="text-align: center;">局ごと光ケーブル投資額 $= \text{中継系架空光ケーブル心km} \\ \times \text{中継系架空光ケーブル心km単価} \\ + \text{中継系架空光ケーブル延長km} \\ \times \text{中継系架空光ケーブル延長km単価} \\ + \text{中継系地下光ケーブル心km} \\ \times \text{中継系地下光ケーブル心km単価} \\ + \text{中継系地下光ケーブル延長km} \\ \times \text{中継系地下光ケーブル延長km単価}$</p>
海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間の海底光ケーブル設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線kmとする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線心kmとする。</p>

	<p>(2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線kmとする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線kmとする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ずつに案分する。</p>
海底中間 中継伝送 装置	<p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル心kmをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、全ての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>局ごと有中継海底光ケーブル投資額 $= \text{有中継海底光ケーブル心km} \times \text{有中継海底光ケーブル心km単価} + \text{有中継海底光ケーブル延長km} \times \text{有中継海底光ケーブル延長km単価}$</p> <p>局ごと無中継海底光ケーブル投資額 $= \text{無中継海底光ケーブル心km} \times \text{無中継海底光ケーブル心km単価} + \text{無中継海底光ケーブル延長km} \times \text{無中継海底光ケーブル延長km単価}$</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間で有中継海底光ケーブルを使用する場合、局間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を区間中継数とする。これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該局間の海底中間中継伝送装置数とする。</p>

	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した海底中間中継伝送装置数を用いて局ごとの海底中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと海底中間中継伝送装置投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと海底中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{海底中間中継伝送装置数} \\ \times \text{海底中間中継伝送装置単価}$ $+ \text{海底中間中継伝送装置用給電装置数} \\ \times \text{海底中間中継伝送装置用給電装置単価}$
無線伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた52Mバス数を変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容52Mバス数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、変復調回線切替装置ユニット数とする。</p> <p>(2) (1)で算定した変復調回線切替装置ユニット数を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、変復調回線切替装置架数とする。</p> <p>(3) 当該局間の通信量を勘案して求められた52Mバス数を無線送受信装置ユニット当たり最大収容52Mバス数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(4) (3)で算定した無線送受信装置ユニット数を無線送受信装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、無線送受信装置架数とする。</p> <p>(5) (1)～(4)で算定した各設備量は、当該区間の両端の各局にそれぞれそのままの量を割り付けるものとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した変復調回線切替装置ユニット数等を用いて次の算定式により、局ごと無線伝送装置投資額を算定し、全ての局の局ごと無線伝送装置投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額</p> $= \text{変復調回線切替装置ユニット数}$

	$ \begin{aligned} & \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価} \\ & + \text{変復調回線切替装置架数} \\ & \quad \times \text{変復調回線切替装置架・共通部単価} \\ & + \text{無線送受信装置ユニット数} \\ & \quad \times \text{無線送受信装置ユニット単価} \\ & + \text{無線送受信装置架数} \\ & \quad \times \text{無線送受信装置架単価} \end{aligned} $
無線アンテナ	<p>1 設備量の算定 区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、無線通信が指定されている経路数の合計に経路当たりアンテナ数を乗じたものを、当該局のアンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定したアンテナ数を用いて次の算定式により、局ごとアンテナ投資額を算定し、全ての局の局ごとアンテナ投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> $ \begin{aligned} & \text{局ごとアンテナ投資額} \\ & = \text{アンテナ数} \times \text{アンテナ単価} \end{aligned} $
無線鉄塔	<p>1 設備量の算定 区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局が無線単独局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した鉄塔数を用いて次の算定式により、局ごと鉄塔投資額を算定し、全ての局の局ごと鉄塔投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> $ \begin{aligned} & \text{局ごと鉄塔投資額} \\ & = \text{屋上設置用鉄塔数} \\ & \quad \times \text{屋上設置用鉄塔単価} \\ & + \text{地上設置用鉄塔数} \\ & \quad \times \text{地上設置用鉄塔単価} \end{aligned} $
衛星通信設備	<p>1 設備量の算定 区間設備として衛星通信が指定されている区間の両端の局ごとに、衛星</p>

通信設備設備量を以下の手順で算定する。

- (1) 当該局間の通信量を勘案して求められた52Mバス数にチャネル切上単位（52M）を乗じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除して2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。
- (2) 地球局必要回線数をT DMA装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、T DMA装置架数とする。
- (3) 地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）2を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。
- (4) 地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。
- (5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。

2 投資額の算定

局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式により、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、全ての局の局ごと衛星通信設備投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。

局ごと衛星通信設備投資額

$$\begin{aligned} &= \text{トランスポンダ数} \times \text{トランスポンダ単価} \\ &+ \text{T DMA装置架数} \times \text{T DMA装置架単価} \\ &+ \text{衛星送受信装置架数} \times \text{衛星送受信装置架単価} \\ &+ \text{衛星アンテナ数} \times \text{衛星アンテナ単価} \\ &+ \text{衛星回線制御装置架数} \times \text{衛星回線制御装置架単価} \end{aligned}$$

加入系電柱

1 設備量の算定

局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを、当該局の電柱本数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、全ての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価及び共架率を使用する。

局ごと加入系電柱投資額

$$= \text{加入系電柱本数} \times \text{加入系電柱単価} \times \text{電柱共架率}$$

中継系電柱

1 設備量の算定

局ごとに、中継系管路亘長kmに中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除

	<p>したものを、当該局に帰属する中継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、全ての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の電柱共架率を使用する。</p> <p style="text-align: center;">局ごと中継系電柱投資額 =中継系電柱本数×中継系電柱単価×電柱共架率</p>
加入系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長kmとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘査して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条km及びインナーパイプ延長kmとし、局ごとに合算したものを当該局の管路条km及びインナーパイプ延長kmとする。なお、管路亘長km、管路条kmからは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長km及び管路条kmを用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p style="text-align: center;">局ごと管路投資額 =加入系管路条km×加入系管路条km当たり単価 +加入系管路亘長km×加入系管路亘長km当たり単価 +インナーパイプ延長km×インナーパイプ延長km当たり単価</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長kmとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘査して管路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路条kmとし、都道府県ごとに合算したものを当該局の管路条kmとする。なお、管路亘長km、管路条kmからは、中口径管路、共同溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ご</p>

	<p>との管路亘長km、管路条kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長km及び管路条kmを用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと管路投資額</p> $= \text{中継系管路条km} \times \text{中継系管路条km当たり単価} \\ + \text{中継系管路亘長km} \times \text{中継系管路亘長km当たり単価}$
加入系中口径管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路亘長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路・共同溝・とう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。</p> <p>(3) 中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除して、加入系中口径管路亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系中口径管路亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系中口径管路投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額</p> $= \text{加入系中口径管路亘長km} \\ \times \text{中口径管路亘長km当たり単価}$
中継系中口径管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>中口径管路亘長kmに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系中口径管路亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系中口径管路亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと中継系中口径管路投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系中口径管路投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系中口径管路投資額</p>

		$= \text{中継系中口径管路亘長km} \\ \times \text{中口径管路亘長km当たり単価}$
加入系共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝亘長kmとする。</p> <p>(2) 共同溝亘長kmから、中継系共同溝亘長kmを控除して、加入系共同溝亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系共同溝亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系共同溝投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系共同溝投資額 $= \text{加入系共同溝亘長km} \times \text{共同溝亘長km当たり単価}$</p>	
中継系共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>共同溝亘長kmに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系共同溝亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系共同溝亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと中継系共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系共同溝投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系共同溝投資額 $= \text{中継系共同溝亘長km} \times \text{共同溝亘長km当たり単価}$</p>	
加入系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長kmとする。</p> <p>(2) とう道亘長kmから、中継系とう道亘長kmを控除して、加入系とう道亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系とう道亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p>	

		<p>局ごと加入系とう道投資額 ＝加入系とう道亘長km×とう道亘長km当たり単価</p>
中継系とう道	<p>1 設備量の算定 とう道亘長kmに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道亘長kmを算定する。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系とう道亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと中継系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系とう道投資額 ＝中継系とう道亘長km×とう道亘長km当たり単価</p>	
電線共同溝	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長kmとする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmを合算したものを当該局の電線共同溝延長kmとし、次の算定式により、局別電線共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと電線共同溝投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと電線共同溝投資額 ＝電線共同溝延長km×電線共同溝延長km当たり単価</p>	
自治体管路	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長kmとする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 自治体管路は自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>	
情報ボック	1 設備量の算定	

クス	<p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。</p>
総合デジタル通信局内回線終端装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置簡易遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数又は加入者交換機の総合デジタル通信局内回線終端装置数を用い、次の算定式により、局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定し、全ての局の局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置については、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額 =き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数 ×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価 +局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数</p>

	<p style="text-align: right;"> \times 局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価 $+$ 局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数 \times 局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価 $+$ 加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置数 \times 加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置単価 </p>
アナログ 局内回線 収容部	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容するアナログ加入者回線の数を当該装置のアナログ局内回線収容部数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。</p> <p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置簡易遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数又は加入者交換機のアナログ局内回線収容部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ局内回線収容部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ局内回線収容部投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部については局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p style="text-align: center;">局ごとアナログ局内回線収容部投資額</p> <p style="text-align: center;">$=$ き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数 \times き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価 $+$ 局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数 \times 局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価</p>

		<p style="text-align: right;">+ 局設置遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数 × 局設置遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価 + 加入者交換機アナログ局内回線収容部数 × 加入者交換機アナログ局内回線収容部単価</p>
アナログ ・デジタル回線共通部	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該装置のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置簡易遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数又は加入者交換機のアナログ・デジタル回線共通部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部については局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額 = き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数 × き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価 + 局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数 × 局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価 + 局設置遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数</p>	

		<p style="text-align: right;">×局設置遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価 +加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部数 ×加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部単価</p>
加入者交換回線収容装置	1 設備量の算定 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数及び加入者交換機接続呼中継パス数の合計を当該局の加入者交換機中継インターフェース数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと加入者交換回線収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換回線収容装置投資額を合算し、加入者交換回線収容装置投資額を算定する。 局ごと加入者交換回線収容装置投資額 =加入者交換機中継インターフェース数 ×加入者交換機中継インターフェース単価 +加入者交換機中継インターフェース収容装置投資額	
中継交換回線収容装置	1 設備量の算定 中継交換機設置局の加入者交換機対向パス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向けパス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数（他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数を合計したもの）及び中継交換機接続呼中継パス数の合計を当該局の中継交換機中継インターフェース数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと中継交換回線収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと中継交換回線収容装置投資額を合算し、中継交換回線収容装置投資額を算定する。 局ごと中継交換回線収容装置投資額 =中継交換機中継インターフェース数 ×中継交換機中継インターフェース単価 +中継交換機中継インターフェース収容装置投資額	
中継交換機	1 設備量の算定 中継交換機設置局ごとに、(1)から(4)までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。	

- (1) 県間最繁時呼量（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を2で除したもの））、県内最繁時呼量（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼量の合計を4で除したもの））、中継交換機渡り県間最繁時呼量（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したもの））、中継交換機渡り県内自局外最繁時呼量（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除したもの）及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量（当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼量のうち加入者交換機を経由しないものを）。（3）及び（4）において同じ。）の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (2) 県間最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したもの。）、県内最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼数の合計を4で除したもの。）、中継交換機渡り県間最繁時総呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したもの。）、中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したもの。）及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時総呼数（当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を経由しないものを）の合計を当該局の最繁時総呼量とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mバス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mバス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mバス数（他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mバス数を合計したもの）、中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mバス数（当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向1.5Mバス数を合計したもの）の合計を52Mバス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mバス数を加算し、更にチャネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャネル数とし、中継交換機チャネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mバス数（当該局に帰

	<p>属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数（他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの）、中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向1.5Mパス数（当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向1.5Mパス数を合計したもの）を合計し52Mパス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算したものを中継交換機に収容する総中継インターフェース数とし、この総中継インターフェース数を中継交換機の最大搭載中継インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、全ての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと中継交換機投資額 = 中継交換機ユニット数 × 中継交換機ユニット当たり単価 + 中継交換機低速パス数 × 中継交換機低速パス単価 + 中継交換機52Mパス数 × 中継交換機52Mパス単価 + 最繁時総呼数 × 最繁時総呼数単価 + 最繁時呼量 × 最繁時呼量単価</p>
信号用中継交換機	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、自ユニット内折返し比率分を除いた最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、加入者交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、加入者交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。</p> <p>(2) 中継交換機設置局ごとに、県間、中継交換機渡り県間及び県内自局外最繁時総呼数の和に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、中継交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、中継交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。</p> <p>(3) サービス制御局装置設置局ごとに、サービス制御局装置の最繁時受付呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、3,600で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、中継交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。</p>

い端数は、切り上げるものとする。) を、当該局の信号リンク数とする。

(4) 信号区域ごとに、次のア及びイの手順で求めた信号用中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該信号区域の信号用中継交換機ユニット数とする。

ア 信号用中継交換機渡り以外リンク数 ((1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に信号区域間リンク数（中継交換機設置局ごとの県間最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものの合計を、リンク当たり信号数で除したもの）を、信号区域間リンク分散数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に、信号区域間リンク分散数で乗じたもの。ただし、信号区域間リンク数実績の値の方が小さい場合には、信号区域間リンク数実績を用いる。) を加えたもの。以下同じ。) を、信号用中継交換機当たり最大リンク数から信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を減じたもので除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

イ (1)、(2)及び(3)で算定した信号数の合計を、信号用中継交換機当たり処理信号数で除したものを、3,600で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(5) 信号用渡りリンク数 ((4)で算定した信号用中継交換機ユニット数に信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を乗じたもの。) 及び信号用中継交換機渡り以外リンク数の合計を信号用中継交換機リンク数とする。

(6) (1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に2を乗じたもの及び信号用渡りリンク数の合計から、信号用中継交換機を設置する局の信号リンク数の合計を減じたものを、信号用中継交換機伝送路数とする。なお、この数値は別表第4の1第1表における通信設備使用料の算定に用いる。

2 投資額の算定

信号区域ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数及びリンク数を用いて信号区域ごと信号用中継交換機投資額を求め、全ての信号区域の信号区域ごと信号用中継交換機投資額を合算し、信号用中継交換機投資額を算定する。

信号区域ごと信号用中継交換機投資額

=信号用中継交換機ユニット数

×信号用中継交換機ユニット当たり単価

+信号用中継交換機リンク数

×信号用中継交換機リンク当たり単価

空調設備	<p>1 交換機設置局の空調設備の設備量の算定</p> <p>局ごとに次の(1)から(4)までにより求めた設置台数の合計を、当該局の空調設備の設置台数とする。この場合において、各項ごとに、投資額が最低となるように空調設備の種別を選択し、種別ごとにそれぞれの設置台数の合計を算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該局に設置される加入者交換機、局設置遠隔収容装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、クロック供給装置及び加入者系半固定パス伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に1を加えたもの (2) 当該局に設置される伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、クロック供給装置及び中間中継伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に1を加えたもの (3) 当該局に設置される中継交換機、信号用中継交換機及びクロック供給装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に1を加えたもの (4) 当該局に設置される総合監視及び試験受付の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に1を加えたもの <p>2 局設置遠隔収容装置設置局（R T—B O Xの場合を除く。）の空調設備の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に1を加えたものを、当該局の空調設備の設置台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別を選択する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した台数を用い種別ごと空調設備投資額を求め、その合計を当該局の空調設備投資額とし、全ての局の空調設備投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> <p style="text-align: center;">種別ごと空調設備投資額</p>
------	--

	=当該種別空調設備設置台数 ×当該種別空調設備 1台当たり単価
電力設備 (整流裝置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、整流装置 1 系統当たり最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の整流装置系統数とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、当該局に設置される中継交換機関連設備（中継交換機、信号用中継交換機、伝送装置（加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）、無線伝送装置（加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）、衛星通信設備（加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）、中間中継伝送装置（加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）及びクロック供給装置（中継交換機、加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）の所要電流値の合計及び加入者交換機関連設備（整流装置を要する設備より中継交換機関連設備を除いたもの）の所要電流値の合計を算定し、それぞれの所要電流値の合計を、整流装置 1 系統当たり最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のそれぞれの整流装置系統数とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、(1)で算定した整流装置系統数で除したものを、整流器 1 ユニット当たり最大電流値で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に 1 を加えたものを、当該局の整流器 1 系統当たりユニット数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流器 1 系統当たりユニット数を上記の方法により算定する。</p> <p>(3) (2)で算定した整流装置 1 系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流器数を減じたものを、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の整流装置 1 系統当たり増設架数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置 1 系統当たり増設架数を上記の方法により算定する。</p> <p>(4) (1)で算定した整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とし、(2)で算定した整流装置 1 系統当たりユニット数に(1)で算定した整流装置系統</p>

	<p>数を乗じたものを、当該局の整流装置ユニット数とし、(3)で算定した整流装置 1 系統当たり増設架数に(1)で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置増設架数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置について上記の方法にて算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した基本部数、増設架数及びユニット数を用い局ごと整流装置投資額を求め、全ての局の局ごと整流装置投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと整流装置投資額 $= \text{整流装置基本部数} \times \text{整流装置基本部単価}$ $+ \text{整流装置増設架数} \times \text{整流装置増設架単価}$ $+ \text{整流器ユニット数} \times \text{整流器ユニット単価}$</p>
電力設備 (直流変換電源装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに消防警察トランク数に警察消防用回線 1 回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を、当該局の警察消防用回線所要電流とする。</p> <p>(2) (1)で算定した警察消防用回線所要電流を直流変換電源装置 1 架最大電流で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の直流変換電源装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した架数を用い局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと直流変換電源装置投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと直流変換電源装置投資額 $= \text{直流変換電源装置架数} \times \text{直流変換電源装置架当たり単価}$</p>
電力設備 (交流無停電電源装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流100V を要する設備（加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置）の交流100V 所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧0.1 kV を乗じたものを、当該局の交流100V 所要容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流200V を要する設備（監視設備（総合監視））の交流200V 所要電流の合計に3 の平方根及び</p>

	<p>交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200V所要容量とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した所要容量から、それぞれの種別ごとの交流無停電電源装置規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を交流無停電電源装置（100V）台数及び交流無停電電源装置（200V）台数とする。この場合において、投資額が最低となるように交流無停電電源装置の種別を選択する。</p>
電力設備 (蓄電池)	<p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い、種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、その合計を当該局の交流無停電電源装置投資額とし、全ての局の交流無停電電源装置投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごと交流無停電電源装置投資額 =当該種別交流無停電電源装置台数 ×当該種別交流無停電電源装置単価</p> <p>1 交換機設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、交換機設置局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、加入者交換機関連設備用整流装置及び中継交換機関連設備用整流装置の別に整流装置用蓄電池容量を算定する。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置（200V）の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の</p>

	<p>整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>種別ごと蓄電池投資額 =当該種別蓄電池組数×当該種別蓄電池取得単価</p>
電力設備 (受電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの受電装置規格容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を受電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように受電装置の種別を選択する。選択した受電装置規格容量の合計を、当該局の</p>

		<p>受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い受電装置投資額を求め、その合計を当該局の受電装置投資額とし、全ての局の受電装置投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額 =受電装置所要容量 ×受電装置単位容量当たり取得単価</p>
電力設備 (発電装置)	1 設備量の算定	<p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器 1 ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100 V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200 V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。</p>
電力設備	2 投資額の算定	<p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、全ての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額 =発電装置所要容量 ×発電装置単位容量当たり取得単価</p>
	1 R T—B O X以外の局に設置する場合の設備量の算定	

	<p>(小規模局用電源装置)</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備（局設置簡易遠隔収容装置を除く。）の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置（RT-BOX用最大規格）の1台当たりの最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（RT-BOX用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置台数に加える。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前二項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと小規模局用電源装置投資額 =小規模局用電源装置台数×小規模局用電源装置単価</p>
電力設備 (可搬型発動発電機)	<p>1 設備量の算定</p> <p>全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局を所要電流値ごとに分類した局数を全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局数でそれぞれ除した値を可搬型発動発電機の所要電流別配置比率として、その比率に応じて総設置数を割り当てることにより、所要電流別可搬型発動発電機設置台数を算出する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>(1) 所要電流別可搬型発動発電機設置台数に、可搬型発動発電機規定容量を乗じ、所要電流別可搬型発動発電機容量を算出する。</p> <p>(2) (1)で求めた値に、所要電流に応じた可搬型発動発電機単価を乗じた値を算出し、これらを合算した値を投資額とする。</p>
機械室建物	<p>1 RT-BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからツの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置 1台当たり収容回線数を局設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔収容装置台数</p>

を乗じたもの

イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機 1 台当たり収容回線数を加入者交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、加入者交換機台数を乗じたもの

ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機 1 台当たり収容回線数を中継交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じたもの

エ 伝送装置の種別ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを算定し、全種別の面積を合計したもの

オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの

カ 衛星通信設備の TDMA 装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの

キ クロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの

ク 中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの

ケ 海底中間中継伝送装置給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの

コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機 1 台当たり収容リンク数を信号用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に信号用中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの

サ 主配線盤収容回線数にき線回線予備率分を加算したものを、10,000で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に10,000端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの

シ 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数（当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局に帰属するき線点遠隔収容装置数を含む。）にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定バス伝

送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に加入者系半固定バス伝送装置単位面積を乗じたもの

ス 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの

セ 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの

ソ 警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの

タ 総合監視面積及び試験受付面積の合計

チ 次の(7)から(1)までの内で最大のもの（更改のための面積を確保）

(7) 局設置遠隔収容装置 1台当たり所要面積

(8) 加入者交換機 1台当たり所要面積

(9) 中継交換機 1台当たり所要面積

(10) 信号用中継交換機 1台当たり所要面積

ツ 伝送装置の種類別の 1アイランド当たり所要面積の中で最大のもの

(2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。

ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計

イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの

ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計

エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計

オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計

カ 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計

キ 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計

ク 整流装置 1台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置 1台分の面積、1系統に蓄電池が 1組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池 1組分の面積、受電装置種別ごとの

	<p>受電装置数に受電装置更改面積を乗じたものの合計又は小規模局用電源装置1台分の面積の合計（更改のための面積を確保）</p> <p>(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該局の空調設備面積とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。</p> <p>(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数で除したものに乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。</p> <p>(6) (1)から(5)までで算定したネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。</p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を1とする。</p> <p>3 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積又はRT-BOX単価を用い局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局の局ごと機械室建物投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。 局ごと機械室建物投資額 =機械室建物面積×機械室建物建設単価 又は 局ごと機械室建物投資額=RT-BOX単価</p>
機械室土地	<p>1 交換機設置局の機械室土地の設備量の算定 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の機械室土地の設備量の算定 局ごとに、次の手順で算定を行う。 (1) 当該局がRT-BOX、無線併設局、無線単独局及び衛星通信地球局以外の場合、次の手順で算定を行う。この場合において、当該局が複数階層であるか平屋層であるかについては、空調設備、機械室建物及び機械室土地の資本コスト（減価償却費、自己資本費用、他人資本費用、利</p>

益対応税、通信設備使用料、固定資産税）及び保守コスト（施設保全費、道路占用料、撤去費用）の合計を比較し決定する。

ア 当該局が複数階局の場合、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものと、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階層容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。

イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものと、地上鉄塔土地面積及び駐車スペース等土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。

(2) 当該局がR T—B O Xの場合、R T—B O X土地面積及び地上鉄塔土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。

3 投資額の算定

局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積を用い局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局の局ごと機械室土地投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。

局ごと機械室土地投資額

$$= \text{機械室土地面積} \times (\text{固定資産評価額} \div \text{土地単価時価補正係数}) \\ \times \text{土地単価時点補正係数}$$

監視設備 (総合監視)	監視設備（総合監視）投資額 = ネットワーク設備投資額合計 × 監視設備（総合監視）対投資額比率
----------------	---

注 ネットワーク設備とは、別表第1の1第1表に規定する設備区分に係る設備及び別表第1の2第1表に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。

監視設備 (加入者交換機)	監視設備（加入者交換機）投資額 = (加入者交換機投資額 + 消防警察トランク投資額 + 警察消防用回線集約装置投資額) × 監視設備（加入者交換機）対投資額比率
------------------	--

監視設備 (中継交換機)	監視設備（中継交換機）投資額 = 中継交換機投資額 × 監視設備（中継交換機）対投資額比率
-----------------	--

監視設備 (伝送無線機械)	監視設備（伝送無線機械）投資額 =（伝送装置投資額+中継伝送装置投資額+無線伝送装置投資額+無線アンテナ投資額+無線鉄塔投資額+衛星通信設備投資額）×監視設備（伝送無線機械）対投資額比率
監視設備 (市外線路)	監視設備（市外線路）投資額 =市外線路投資額（中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計）×監視設備（市外線路）対投資額比率
監視設備 (市内線路)	監視設備（市内線路）投資額 =市内線路投資額（加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計）×監視設備（市内線路）対投資額比率
共通用建物	共通用建物投資額 =機械室建物投資額×共通用建物対投資額比率
共通用土地	共通用土地投資額 =機械室土地投資額×共通用土地対投資額比率
構築物	構築物投資額 =（機械室建物投資額+共通用建物投資額）×構築物対投資額比率
機械及び装置	機械及び装置投資額 =ネットワーク設備投資額合計×機械及び装置対投資額比率
車両	車両投資額 =ネットワーク設備投資額合計×車両対投資額比率
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品投資額 =ネットワーク設備投資額合計×工具、器具及び備品対投資額比率
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	無形固定資産（交換機ソフトウェア）投資額 =ネットワーク設備投資額合計×無形固定資産（交換機ソフトウェア）対投資額比率
無形固定資産（その他の無形固定資産）	無形固定資産（その他の無形固定資産）投資額 =ネットワーク設備投資額合計×無形固定資産（その他の無形固定資産）対投資額比率

定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}} (\text{定額法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$

定額法正味固定資産価額(n) = (期首定額法正味固定資産価額(n) + 期末定額法正味固定資産価額(n)) ÷ 2

期首定額法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n-1), 最低残存価額}

期末定額法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n, 最低残存価額}

定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}} (\text{定率法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$

定率法正味固定資産価額(n) = (期首定率法正味固定資産価額(n) + 期末定率法正味固定資産価額(n)) ÷ 2

期首定率法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率)ⁿ⁻¹, 投資額 × 最低残存率}

期末定率法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率)ⁿ, 投資額 × 最低残存率}

債却率 = $1 - (\text{残存率})^{1 \div \text{法定耐用年数}}$
残存率 = 0.1とする。

[略]

設備区分	算 定 方 法
[略]	
監視設備 (総合監視)	監視設備(総合監視)投資額 = ネットワーク設備投資額合計 × 監視設備(総合監視)対投資額比率 注 ネットワーク設備とは、別表第1の1に規定する設備区分に係る設備をいう。以下この表において同じ。
[略]	

別表第2の2（第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値

[削る]

第2表

定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}} (\text{定額法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$

定額法正味固定資産価額(n) = (期首定額法正味固定資産価額(n) + 期末定額法正味固定資産価額(n)) ÷ 2

期首定額法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n-1), 最低残存価額}

期末定額法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n, 最低残存価額}

定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}} (\text{定率法正味固定資産価額}(n)) \div \text{経済的耐用年数}$

定率法正味固定資産価額(n) = (期首定率法正味固定資産価額(n) + 期末定率法正味固定資産価額(n)) ÷ 2

期首定率法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率)ⁿ⁻¹, 投資額 × 最低残存率}

期末定率法正味固定資産価額(n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率)ⁿ, 投資額 × 最低残存率}

債却率 = $1 - (\text{残存率})^{1 \div \text{法定耐用年数}}$
残存率 = 0.1とする。

[同左]

設備区分	算 定 方 法
[同左]	
監視設備 (総合監視)	監視設備(総合監視)投資額 = ネットワーク設備投資額合計 × 監視設備(総合監視)対投資額比率 注 ネットワーク設備とは、別表第1の1に規定する設備区分に係る設備をいう。以下この表において同じ。
[同左]	

別表第2の2（第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値

第1表

項 目	数 値	单 位
メタルケーブル(小) 規格対数(1)	5	対
メタルケーブル(小) 規格対数(2)	10	対
メタルケーブル(小) 規格対数(3)	20	対

メタルケーブル（小）規格対数(4)	30	対
メタルケーブル（小）規格対数(5)	50	対
メタルケーブル（小）規格対数(6)	100	対
メタルケーブル（小）規格対数(7)	200	対
メタルケーブル（小）規格対数(8)	400	対
メタルケーブル（小）規格対数(9)	600	対
メタルケーブル（小）規格対数(10)	800	対
メタルケーブル（小）規格対数(11)	1,000	対
メタルケーブル（小）規格対数(12)	1,200	対
メタルケーブル（小）規格対数(13)	1,400	対
メタルケーブル（小）規格対数(14)	1,600	対
メタルケーブル（小）規格対数(15)	1,800	対
メタルケーブル（小）規格対数(16)	2,000	対
メタルケーブル（小）規格対数(17)	2,400	対
メタルケーブル（小）規格対数(18)	3,000	対
メタルケーブル（中）規格対数(1)	5	対
メタルケーブル（中）規格対数(2)	10	対
メタルケーブル（中）規格対数(3)	20	対
メタルケーブル（中）規格対数(4)	30	対
メタルケーブル（中）規格対数(5)	50	対
メタルケーブル（中）規格対数(6)	100	対
メタルケーブル（中）規格対数(7)	200	対
メタルケーブル（中）規格対数(8)	400	対
メタルケーブル（中）規格対数(9)	600	対
メタルケーブル（中）規格対数(10)	800	対
メタルケーブル（中）規格対数(11)	1,000	対
メタルケーブル（中）規格対数(12)	1,200	対
メタルケーブル（大）規格対数(1)	5	対
メタルケーブル（大）規格対数(2)	10	対
メタルケーブル（大）規格対数(3)	20	対

メタルケーブル（大）規格対数(4)	30	対
メタルケーブル（大）規格対数(5)	50	対
メタルケーブル（大）規格対数(6)	100	対
メタルケーブル（大）規格対数(7)	200	対
メタルケーブル（大）規格対数(8)	400	対
メタルケーブル（大）規格対数(9)	600	対
メタルケーブル（小）最大規格対数	3,000	対
メタルケーブル（中）最大規格対数	1,200	対
メタルケーブル（大）最大規格対数	600	対
加入系光ケーブル規格心数(1)	8	心
加入系光ケーブル規格心数(2)	16	心
加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心
加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	km
配線回線予備率	0.026	—
加入系光予備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	—

メタルケーブル（小）最大伝送距離	2	km
メタルケーブル（中）最大伝送距離	4	km
メタルケーブル（大）最大伝送距離	7	km
メタルケーブル（小）最大規格対数（架空）	400	対
メタルケーブル（中）最大規格対数（架空）	400	対
メタルケーブル（大）最大規格対数（架空）	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数	1,000	心
加入系光ケーブル最大規格心数（架空）	200	心
メタルケーブル（小）径(1)	11	mm
メタルケーブル（小）径(2)	11	mm
メタルケーブル（小）径(3)	12	mm
メタルケーブル（小）径(4)	14	mm
メタルケーブル（小）径(5)	16	mm
メタルケーブル（小）径(6)	19	mm
メタルケーブル（小）径(7)	23	mm
メタルケーブル（小）径(8)	30	mm
メタルケーブル（小）径(9)	35	mm
メタルケーブル（小）径(10)	39	mm
メタルケーブル（小）径(11)	43	mm
メタルケーブル（小）径(12)	47	mm
メタルケーブル（小）径(13)	50	mm
メタルケーブル（小）径(14)	53	mm
メタルケーブル（小）径(15)	56	mm
メタルケーブル（小）径(16)	59	mm
メタルケーブル（小）径(17)	63	mm
メタルケーブル（小）径(18)	70	mm
メタルケーブル（中）径(1)	13	mm
メタルケーブル（中）径(2)	14	mm
メタルケーブル（中）径(3)	16	mm
メタルケーブル（中）径(4)	18	mm

メタルケーブル（中）径(5)	21	mm
メタルケーブル（中）径(6)	28	mm
メタルケーブル（中）径(7)	33	mm
メタルケーブル（中）径(8)	44	mm
メタルケーブル（中）径(9)	53	mm
メタルケーブル（中）径(10)	60	mm
メタルケーブル（中）径(11)	67	mm
メタルケーブル（中）径(12)	70	mm
メタルケーブル（大）径(1)	14	mm
メタルケーブル（大）径(2)	18	mm
メタルケーブル（大）径(3)	23	mm
メタルケーブル（大）径(4)	27	mm
メタルケーブル（大）径(5)	34	mm
メタルケーブル（大）径(6)	38	mm
メタルケーブル（大）径(7)	43	mm
メタルケーブル（大）径(8)	59	mm
メタルケーブル（大）径(9)	70	mm
加入系光ファイバケーブル径(1)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(2)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(3)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(4)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(5)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(6)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(7)	13	mm
加入系光ファイバケーブル径(8)	13	mm
加入系光ファイバケーブル径(9)	15	mm
加入系光ファイバケーブル径(10)	15	mm
加入系光ファイバケーブル径(11)	17	mm
加入系光ファイバケーブル径(12)	19	mm
加入系光ファイバケーブル径(13)	19	mm

加入系光ファイバケーブル径(14)	23	mm
加入系光ファイバケーブル径(15)	23	mm
加入系光ファイバケーブル径(16)	23	mm
加入系光ファイバケーブル径(17)	30	mm
インナーパイプ径（外径）(1)	27	mm
インナーパイプ径（外径）(2)	36	mm
インナーパイプ径（外径）(3)	47	mm
インナーパイプ径（外径）(4)	56	mm
インナーパイプ径（内径）(1)	14	mm
インナーパイプ径（内径）(2)	23	mm
インナーパイプ径（内径）(3)	32	mm
インナーパイプ径（内径）(4)	40	mm
インナーパイプ径（空き径）(1)	42	mm
インナーパイプ径（空き径）(2)	33	mm
インナーパイプ径（空き径）(3)	22	mm
インナーパイプ径（空き径）(4)	13	mm
予備管路あたり最大管路数	15	条
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数	512	回線
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置当たり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置収容配線最大長	7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点遠隔収容装置収容率	0.965	—
き線回線予備率	0.116	—
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	-0.0000007	—
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	—
引込ビル数算定式定数	0	—
き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	10,000,000	円

き線管路総延長	120,474	km
自治体管路総延長	39	km
電線共同溝総延長	1,558	km
情報ボックス総延長	8,335	km
配線自治体管路適用率	0.02275	—
配線電線共同溝適用率	0.10725	—
配線情報ボックス適用率	0	—
き線点遠隔収容装置帰属先局舎種別判別値	15,000	回線
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	—
時間帯パラメータ（アナログ電話）	1	—
時間帯パラメータ（総合デジタル通信サービス）	1	—
呼完了率（アナログ電話）	0.7	—
呼完了率（総合デジタル通信サービス）	0.7	—
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600	B H E
加入者交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	B H C A
加入者交換機低速バス	1.5M	—
リンク当たり信号数	240	信号数／リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	—
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機当たり最大リンク数	1,056	リンク／S T P
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク／S T P 対
信号用中継交換機当たり処理信号数	56,320	信号数／S T P
加入者交換機／局設置遠隔収容装置判別値	12,000	回線
同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	12,000	回線
局設置簡易遠隔収容装置最大収容回線数	512	回線／台

局設置簡易遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線／台
局設置簡易遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線／台
局設置遠隔収容装置最大収容回線数	2,900	回線／台
局設置簡易遠隔収容装置使用最大回線数	512	回線
専用 6 Mバス収容回線数（低速）	96	回線／6 Mバ ス
専用 6 Mバス収容回線数（高速メタル）	48	回線／6 Mバ ス
専用 6 Mバス収容回線数（高速光）	4	回線／6 Mバ ス
総合デジタル通信サービス 6 Mバス収容回線数	48	回線／6 Mバ ス
クロック供給装置—1 S架当たり最大クロック分配数	120	クロック数／ 架
クロック供給装置—1 G 基本架当たり最大クロック分配 数	400	クロック数／ 架
クロック供給装置—1 S架収容率（遠隔収容装置設置 局）	0.8	—
クロック供給装置—1 G架収容率（加入者交換機設置 局）	0.8	—
クロック供給装置—1 G架収容率（中継交換機設置局）	0.8	—
中間中継伝送装置平均距離（52M）	30	km
中間中継伝送装置平均距離（156M）	30	km
中間中継伝送装置平均距離（600M）	30	km
中間中継伝送装置平均距離（2.4G）	30	km
中間中継伝送装置平均距離（10G）	30	km
加入者系半固定バス伝送装置局外側インターフェース装置 最大搭載数	6	I F／台
加入者系半固定バス伝送装置局外側インターフェース装置 最大収容システム数	16	sys (R S B M —F) / I F
加入者系半固定バス伝送装置インターフェース装置当たり 電話最大収容回線数	1,792	回線／I F

加入者系半固定バス伝送装置局内インターフェース装置最大搭載数	2	I F／台
加入者系半固定バス伝送装置局内インターフェース装置最大収容システム数	8	sys (A / I / L) / I F
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大収容システム数	16	sys / 装置
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	4	装置 / 台
加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定バス伝送装置 1 システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64 k チャネル / ユニット
中継交換機最大処理最繁時呼量	53,600	B H E / ユニット
中継交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	B H C A / ユニット
中継交換機低速バス	8M	—
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数 / 管路
チャネル切上単位 (1.5M)	24	—
チャネル切上単位 (2 M)	30	—
チャネル切上単位 (6 M)	96	—
チャネル切上単位 (8 M)	120	—
チャネル切上単位 (52M)	672	—
収容52Mバス数 (156M)	3	—
収容52Mバス数 (600M)	12	—
収容52Mバス数 (2.4G)	48	—

収容52Mバス数（10G）	192	—
インターフェース当たりハイウェイ数（1.5M）	4	HW／I F
インターフェース当たりハイウェイ数（6M）	2	HW／I F
インターフェース当たりハイウェイ数（2M）	8	HW／I F
インターフェース当たりハイウェイ数（8M）	2	HW／I F
ユニット当たり局間インターフェース数（多重変換装置52M）	3	システム／ユニット
ユニット当たり局間インターフェース数（多重変換装置156M）	1	システム／ユニット
ユニット当たり局間インターフェース数（高速終端中継伝送装置156M）	4	システム／ユニット
ユニット当たり局間インターフェース数（高速終端中継伝送装置600M）	1	システム／ユニット
ユニット当たり局間インターフェース数（高速終端中継伝送装置2.4G）	1	システム／ユニット
クロスコネクト装置ユニット当たり52Mバス数	18	52Mバス／ユニット
クロスコネクト装置基本架当たりユニット数（1架構成）	1	ユニット／架
クロスコネクト装置基本架当たりユニット数（複数架構成）	2	ユニット／架
クロスコネクト装置接続架当たり基本架数	4	基本架／接続架
クロスコネクト装置最大接続架数	2	架
クロスコネクト装置ユニット当たり増設リンク数	6	J I F／ユニット
クロスコネクト装置冗長構成係数	2	J I F／ユニット
クロスコネクト装置スイッチユニット当たり増設リンクインターフェース数	16	J I F／S S WUnit
架当たり回線数（主配線盤）	150,000	回線／架
架当たり心線数（光ケーブル成端架大）	2,000	心線／架

架当たり心線数（光ケーブル成端架小1）	128	心線／架
架当たり心線数（光ケーブル成端架小2）	256	心線／架
架当たり心線数（光ケーブル成端架中）	389	心線／架
架当たり台数（電話遠隔収容装置小）	1	台／架
架当たり台数（電話遠隔収容装置大）	0.5	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置52M）	30	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置156M）	16	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置600M）	8	台／架
架当たり台数（中間中継伝送装置2.4G）	4	台／架
架当たりユニット数（多重変換装置）	5	ユニット／架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置156M）	2	ユニット／架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置600M）	3	ユニット／架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置2.4G）	1	ユニット／架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置600M）	4	ユニット／架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置2.4G）	7.5	ユニット／架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置10G）	4.5	ユニット／架
架当たり52Mインターフェース数（高速終端中継伝送装置156M）	24	52M I F／架
架当たり52Mインターフェース数（高速終端中継伝送装置600M）	36	52M I F／架
架当たり52Mインターフェース数（高速終端中継伝送装置2.4G）	48	52M I F／架
架当たり156Mインターフェース数（分岐挿入伝送装置2.4G）	48	156M I F／架
架当たり156Mインターフェース数（分岐挿入伝送装置10G）	144	156M I F／架
局間インターフェース当たり心線数（多重変換装置52M）	4	心線／I F
局間インターフェース当たり心線数（多重変換装置156M）	4	心線／I F
局間インターフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置156M）	4	心線／I F

局間インターフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置600M）	4	心線／I F
局間インターフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置2.4G）	4	心線／I F
ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置小）	4	心線／ユニット
ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置大）	4	心線／ユニット
き線点遠隔収容装置当たり心線数	4	心線／き線点遠隔収容装置
回線当たり心線数（第二種総合デジタル通信サービス）	2	心線／回線
回線当たり心線数（高速光専用線）	2	心線／回線
局間インターフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置600M）	4	心線／I F
局間インターフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置2.4G）	4	心線／I F
局間インターフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置10G）	4	心線／I F
主配線回線収容率	0.965	—
光ケーブル成端架収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置回線収容率	0.965	—
加入者交換機回線収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置集線率	8	—
伝送装置収容率	0.8	—
伝送装置共用比率（A TM系、A D S L地域I P）	1	—
伝送装置共用比率（光地域I P）	0	—
中継交換機側架収容率多重変換装置52Mバス単位	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（156M）	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（600M）	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（2.4G）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（52M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（156M）	0.8	—

中間中継伝送装置架収容率 (600M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (2.4G)	0.8	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容52Mパス数	1	52Mパス／ユニット
架当たりユニット数 (変復調回線切替装置)	4	ユニット／架

無線送受信装置ユニット当たり最大収容52Mバス数	1	52Mバス／ユ ニット
架当たりユニット数（無線送受信装置）	5	ユニット／架
クロック供給装置—1 S架収容率（無線単独局）	0.8	—
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効率低下係数（遠隔収容装置）	1	—
混在収容時効率低下係数（加入者交換機）	1	—
海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム
海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4	システム
トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線／トラン スポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線／架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線／架
加入者交換機最大搭載中継インターフェース数	54	—
中継交換機最大搭載中継インターフェース数	165	—
電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数	167	K B H C A
加入者交換機A C電流	3	A／台
加入者交換機基本部面積	21.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線

中継交換機基本部電流	42.5	A／台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャネル数	3,250	チャネル
中継交換機 A C 電流	3	A／台
中継交換機基本部面積	14.33	m ²
中継交換機収容架単位面積	1.62	m ² ／架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャネル数	3,250	チャネル
多重変換装置基本部電流	61.4	A／架
多重変換装置ユニット電流	0	A／ユニット
多重変換装置面積	1.92	m ² ／架
多重変換装置 1 アイランド最大架数	1	架
クロスコネクト装置基本架電流	40.3	A／架
クロスコネクト装置増設架基本部電流	38.2	A／架
クロスコネクト装置ユニット電流	7.9	A／ユニット
クロスコネクト装置架面積	1.44	m ² ／架
クロスコネクト装置 1 アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置156M基本部電流	40.5	A／架
高速終端中継伝送装置156Mユニット電流	0	A／ユニット
高速終端中継伝送装置156M架面積	1.92	m ² ／架
高速終端中継伝送装置156M 1 アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置600M基本部電流	47.9	A／架
高速終端中継伝送装置600Mユニット電流	0	A／ユニット
高速終端中継伝送装置600M架面積	1.92	m ² ／架
高速終端中継伝送装置600M 1 アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置2.4G基本部電流	24.1	A／台
高速終端中継伝送装置2.4Gユニット電流	0	A／ユニット
高速終端中継伝送装置2.4G架面積	1.92	m ² ／架
高速終端中継伝送装置2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分歧挿入伝送装置600M基本部電流	1	A／台
分歧挿入伝送装置600Mユニット電流	6.1	A／ユニット

分歧挿入伝送装置600M架面積	2.5	m ² /架
分歧挿入伝送装置600M 1 アイランド最大架数	1	架
分歧挿入伝送装置2.4G 基本部電流	0	A/台
分歧挿入伝送装置2.4G ユニット電流	3.2	A/ユニット
分歧挿入伝送装置2.4G 架面積	2	m ² /架
分歧挿入伝送装置2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分歧挿入伝送装置10G 基本部電流	0	A/台
分歧挿入伝送装置10G ユニット電流	5.5	A/ユニット
分歧挿入伝送装置10G 架面積	2	m ² /架
分歧挿入伝送装置10G 1 アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1 S 架単位電流	2	A/架
クロック供給装置 1 S 架面積	1.44	m ² /架
クロック供給装置 1 G 架単位電流	4	A/架
クロック供給装置 1 G 架面積	1.44	m ² /架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置架面積	1.6	m ² /架
信号用中継交換機基本部電流	12.7	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	67	A
信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数 (48K換算)	480	リンク
信号用中継交換機A C電流	0.16	A/台
信号用中継交換機基本部面積	0	m ² /台
信号用中継交換機収容架単位面積	1.5	m ²
信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数 (48K換算)	480	リンク
交換機の端子収容率	0.965	—
1万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m

加入者系半固定パス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定パス伝送装置単位電流最大収容端子数	14,336	端子
加入者系半固定パス伝送装置単位面積	1.6	m ²
加入者系半固定パス伝送装置単位面積最大収容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積(大)	12	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(小1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積(小2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(小2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(中)	389	端子
オペレーション設備(総合監視)設置局数	11	局
オペレーション設備(試験受付)設置局数	47	局
オペレーション設備(総合監視)単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備(試験受付)単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備(総合監視)面積	505	m ²
オペレーション設備(試験受付)面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置架面積	1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架面積	1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	kcal/kVA
空調設備1台当たりの能力(1)	48,151	kcal/台
空調設備1台当たりの能力(2)	19,261	kcal/台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	18.54	kVA

空調設備 1 台当たりの電力容量(2)	5.6	k V A
空調設備単位面積(1)	3.43	m ²
空調設備単位面積(2)	0.67	m ²
整流器 1 ユニット当たり最大電流	100	A／ユニット
整流装置 1 系統当たり最大電流	800	A／系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個／架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個／架
整流装置総合効率	0.87	—
整流装置基本部面積	10	m ² ／架
整流装置増設架面積	2	m ² ／架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線 1 回線当たりの消費電流	0.484375	A／回線
直流変換電源装置 1 架最大電流	80	A／架
直流変換電源装置架単位面積	5	m ² ／架
入力変換効率	0.85	—
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	1	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	3	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	5	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	7	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	10	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	15	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	20	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	30	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	50	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	75	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	100	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	250	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	300	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	400	k V A

交流無停電電源装置規定出力容量(16)	500	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	600	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	800	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(19)	1,000	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(20)	1,200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(21)	1,500	k V A
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(4)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(7)	8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(9)	8	m ²
交流無停電電源装置所要面積(10)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(11)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(12)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(13)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(14)	10	m ²
交流無停電電源装置所要面積(15)	30	m ²
交流無停電電源装置所要面積(16)	30	m ²
交流無停電電源装置所要面積(17)	20	m ²
交流無停電電源装置所要面積(18)	30	m ²
交流無停電電源装置所要面積(19)	50	m ²
交流無停電電源装置所要面積(20)	40	m ²
交流無停電電源装置所要面積(21)	50	m ²
交流無停電電源装置総合効率	0.88	—
交流無停電電源装置 (100V) 直流部電圧	0.087	k V
交流無停電電源装置 (200V) 直流部電圧	0.176	k V

蓄電池容量算出係数（交換機設置局、整流装置用、保持時間：3時間）	5.8	A H／A
蓄電池容量算出係数（交換機設置局、交流無停電電源装置用、保持時間：3時間）	4.2	A H／A
蓄電池容量算出係数（遠隔収容装置設置局及びR T—B O X（局設置簡易遠隔収容装置設置局を除く。）（作業員の到着に1.5時間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く。）、保持時間：10時間）	12.6	A H／A
蓄電池容量算出係数（遠隔収容装置設置局及びR T—B O X（局設置簡易遠隔収容装置設置局を除く。）（作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る。）、保持時間：18時間）	21.7	A H／A
蓄電池容量算出係数（遠隔収容装置設置局及びR T—B O X（局設置簡易遠隔収容装置設置局を除く。）（災害対策の強化を目的とするものに限る。）、保持時間：36時間）	39.7	A H／A
蓄電池容量算出係数（局設置簡易遠隔収容装置設置局（作業員の到着に1.5時間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く。）、保持時間：2時間）	5	A H／A
蓄電池容量算出係数（局設置簡易遠隔収容装置設置局（作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る。）、保持時間：10時間）	15.3	A H／A
蓄電池容量算出係数（局設置簡易遠隔収容装置設置局（災害対策の強化を目的とするものに限る。）、保持時間：28時間）	33.3	A H／A
整流装置用蓄電池規定容量(1)	200	A H
整流装置用蓄電池規定容量(2)	300	A H
整流装置用蓄電池規定容量(3)	500	A H
整流装置用蓄電池規定容量(4)	1,000	A H
整流装置用蓄電池規定容量(5)	1,500	A H
整流装置用蓄電池規定容量(6)	2,000	A H
整流装置用蓄電池規定容量(7)	3,000	A H
整流装置用蓄電池規定容量(8)	4,000	A H

整流裝置用蓄電池規定容量(9)	5,000	A H
整流裝置用蓄電池規定容量(10)	6,000	A H
整流裝置用蓄電池所要面積(1)	5	m ²
整流裝置用蓄電池所要面積(2)	6	m ²
整流裝置用蓄電池所要面積(3)	5	m ²
整流裝置用蓄電池所要面積(4)	8	m ²
整流裝置用蓄電池所要面積(5)	11	m ²
整流裝置用蓄電池所要面積(6)	13	m ²
整流裝置用蓄電池所要面積(7)	15	m ²
整流裝置用蓄電池所要面積(8)	18	m ²
整流裝置用蓄電池所要面積(9)	22	m ²
整流裝置用蓄電池所要面積(10)	23	m ²
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(1)	50	A H
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(2)	100	A H
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(3)	200	A H
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(4)	300	A H
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(5)	500	A H
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(6)	1,000	A H
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(7)	1,500	A H
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(8)	2,000	A H
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(9)	3,000	A H
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(1)	8	m ²
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(2)	8	m ²
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(3)	8	m ²
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(4)	9	m ²
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(5)	8	m ²
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(6)	13	m ²
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(7)	18	m ²
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(8)	21	m ²
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(9)	27	m ²

交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(1)	200	A H
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(2)	300	A H
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(3)	500	A H
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(4)	1,000	A H
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(5)	1,500	A H
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(6)	2,000	A H
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池規定容量(7)	3,000	A H
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(1)	13	m ²
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(2)	16	m ²
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(3)	22	m ²
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(4)	22	m ²
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(5)	31	m ²
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(6)	38	m ²
交流無停電電源装置（200V）用蓄電池所要面積(7)	49	m ²
建物付帯設備面積付加係数（複数階局舎、オペレーション設備あり）	0.7	—
建物付帯設備面積付加係数（複数階局舎、オペレーション設備なし）	0.8	—
建物付帯設備面積付加係数（平屋局舎）	0.9	—
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量（複数階局舎）	0.01	k V A / m ²
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量（平屋局舎）	0.01	k V A / m ²
単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量（交換機設置局）	0.01	k V A / m ²
受電装置規定容量(1)	100	k V A
受電装置規定容量(2)	200	k V A
受電装置規定容量(3)	300	k V A
受電装置規定容量(4)	500	k V A
受電装置規定容量(5)	750	k V A
受電装置規定容量(6)	1,000	k V A
受電装置規定容量(7)	1,500	k V A
受電装置規定容量(8)	2,000	k V A

受電装置規定容量(9)	4,000	k V A
受電装置所要面積(1)	30	m ²
受電装置所要面積(2)	45	m ²
受電装置所要面積(3)	45	m ²
受電装置所要面積(4)	50	m ²
受電装置所要面積(5)	50	m ²
受電装置所要面積(6)	50	m ²
受電装置所要面積(7)	50	m ²
受電装置所要面積(8)	60	m ²
受電装置所要面積(9)	162	m ²
受電装置更改面積(1)	15	m ²
受電裝置更改面積(2)	25	m ²
受電裝置更改面積(3)	25	m ²
受電裝置更改面積(4)	32	m ²
受電裝置更改面積(5)	35	m ²
受電裝置更改面積(6)	37	m ²
受電裝置更改面積(7)	52	m ²
受電裝置更改面積(8)	54	m ²
受電裝置更改面積(9)	212	m ²
發電裝置規定容量(1)	10	k V A
發電裝置規定容量(2)	20	k V A
發電裝置規定容量(3)	37.5	k V A
發電裝置規定容量(4)	50	k V A
發電裝置規定容量(5)	75	k V A
發電裝置規定容量(6)	100	k V A
發電裝置規定容量(7)	150	k V A
發電裝置規定容量(8)	200	k V A
發電裝置規定容量(9)	250	k V A
發電裝置規定容量(10)	300	k V A
發電裝置規定容量(11)	375	k V A

発電装置規定容量⑫	500	k V A
発電装置規定容量⑬	625	k V A
発電装置規定容量⑭	750	k V A
発電装置規定容量⑮	1,000	k V A
発電装置規定容量⑯	1,500	k V A
発電装置規定容量⑰	1,750	k V A
発電装置規定容量⑱	2,000	k V A
発電装置規定容量⑲	3,125	k V A
発電装置所要面積(1)	36	m ²
発電装置所要面積(2)	36	m ²
発電装置所要面積(3)	36	m ²
発電装置所要面積(4)	36	m ²
発電装置所要面積(5)	36	m ²
発電装置所要面積(6)	36	m ²
発電装置所要面積(7)	54	m ²
発電装置所要面積(8)	54	m ²
発電装置所要面積(9)	54	m ²
発電装置所要面積⑩	72	m ²
発電装置所要面積⑪	72	m ²
発電装置所要面積⑫	72	m ²
発電装置所要面積⑬	72	m ²
発電装置所要面積⑭	72	m ²
発電装置所要面積⑮	108	m ²
発電装置所要面積⑯	108	m ²
発電装置所要面積⑰	108	m ²
発電装置所要面積⑲	108	m ²
小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流（遠隔収容装置設置局）	150	A
小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流（R T—B O X）(1)	37.5	A

小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流 (R T—B O X) (2)	50	A
小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流 (R T—B O X) (3)	100	A
小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局)	7	m ²
小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (R T—B O X) (1)	9	m ²
小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (R T—B O X) (2)	9	m ²
小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (R T—B O X) (3)	9	m ²
可搬型発動発電機規定容量(1)	1	k V A
可搬型発動発電機規定容量(2)	2	k V A
可搬型発動発電機規定容量(3)	3	k V A
可搬型発動発電機規定容量(4)	4	k V A
可搬型発動発電機規定容量(5)	5	k V A
可搬型発動発電機規定容量(6)	6	k V A
可搬型発動発電機規定容量(7)	7	k V A
可搬型発動発電機規定容量(8)	8	k V A
可搬型発動発電機規定容量(9)	9	k V A
可搬型発動発電機規定容量(10)	10	k V A
可搬型発動発電機規定容量(11)	11	k V A
可搬型発動発電機設置台数(1)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(2)	29	台
可搬型発動発電機設置台数(3)	6	台
可搬型発動発電機設置台数(4)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(5)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(6)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(7)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(8)	0	台

可搬型発動発電機設置台数(9)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(10)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(11)	1	台
複数階層倉容積率	400	%
平屋層倉容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m ²
R T—B O X 土地面積	75	m ²
駐車スペース面積	21	m ²
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A／架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² ／架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A／架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² ／架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A／架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² ／架
土地単価時点補正係数	0.7	—
土地単価時点補正係数（北海道）	0.9372	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6723	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7125	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.1305	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6269	—
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7561	—
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8232	—
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7157	—
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7236	—
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7276	—
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.9031	—
土地単価時点補正係数（千葉県）	0.9441	—
土地単価時点補正係数（東京都）	1.1041	—
土地単価時点補正係数（神奈川県）	0.9517	—
土地単価時点補正係数（新潟県）	0.7519	—

土地単価時点補正係数（富山県）	0.8261	—
土地単価時点補正係数（石川県）	0.8081	—
土地単価時点補正係数（福井県）	0.7037	—
土地単価時点補正係数（山梨県）	0.7464	—
土地単価時点補正係数（長野県）	0.7577	—
土地単価時点補正係数（岐阜県）	0.7920	—
土地単価時点補正係数（静岡県）	0.8206	—
土地単価時点補正係数（愛知県）	1.0368	—
土地単価時点補正係数（三重県）	0.7798	—
土地単価時点補正係数（滋賀県）	0.8572	—
土地単価時点補正係数（京都府）	0.9713	—
土地単価時点補正係数（大阪府）	0.9429	—
土地単価時点補正係数（兵庫県）	0.8952	—
土地単価時点補正係数（奈良県）	0.8323	—
土地単価時点補正係数（和歌山県）	0.6755	—
土地単価時点補正係数（鳥取県）	0.6703	—
土地単価時点補正係数（島根県）	0.7259	—
土地単価時点補正係数（岡山県）	0.8331	—
土地単価時点補正係数（広島県）	0.8623	—
土地単価時点補正係数（山口県）	0.7236	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.6329	—
土地単価時点補正係数（香川県）	0.6927	—
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.7401	—
土地単価時点補正係数（高知県）	0.6037	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	1.0636	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.7567	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.7946	—
土地単価時点補正係数（熊本県）	0.9062	—
土地単価時点補正係数（大分県）	0.8159	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.7928	—

項 目	数 値	单 位
[略]		

別表第3（第6条・第11条関係）

〔様式第1〕

〔削る〕

土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.6931	—
土地単価時点補正係数（沖縄県）	1.3032	—
監視設備（総合監視） 対投資額比率	0.001501	—
監視設備（加入者交換機） 対投資額比率	0.05643	—
監視設備（中継交換機） 対投資額比率	0.07811	—
監視設備（市外線路） 対投資額比率	0.03659	—
監視設備（市内線路） 対投資額比率	0.01099	—
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	0.09972	—
共通用建物 対投資額比率	0.01077	—
共通用土地 対投資額比率	0.006779	—
共通用土地単価補正係数	1	—
構築物 対投資額比率	0.06675	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0006728	—
車両 対投資額比率	0.0001275	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.006621	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア） 対投資額比率	0.02356	—
無形固定資産（その他の無形固定資産） 対投資額比率	0.004236	—

第2表

項 目	数 値	单 位
[同左]		

別表第3（第6条・第11条関係）

〔様式第1 固定資産明細表〕

第1表

加入系光ケーブル															
メタルケーブル															
クロック供給装置															
衛星通信設備															
無線鉄塔															
無線アンテナ															
無線伝送装置															
中間中継伝送装置															
海底中間中継伝送装置															
中継交換機															
伝送装置															
中継交換機															
警察消防用回線集約装置															
消防警察トランク															
光ケーブル成端架															
加入者系半固定バス伝送装置															
主配線盤															
加入者交換機															
局設置簡易遠隔収容装置															
局設置遠隔収容装置															
さ線点遠隔収容装置															
中継系光ケーブル	正味固定資産価額	定額法													
海底光ケーブル		定率法													
加入系電柱			加入系電柱		中継系電柱		加入系管路		中継系管路		加入系中口径管路		中継系共同溝		加入系どう道
中継系光ケーブル															

固 定 資 産 明 細 表

[表略]

様式第2

[削る]

電力設備（交流無停電電源装置）	電力設備（蓄電池）	電力設備（受電装置）	電力設備（発電装置）	電力設備（小規模局用電源装置）	電力設備（可搬型発動発電機）	機械室建物	機械室土地	監視設備（総合監視）	監視設備（加入者交換機）	監視設備（中継交換機）	監視設備（市外線路）	監視設備（市内線路）	構築物	機械及び装置	車両	工具、器具及び備品	無形固定資産（その他の無形固定資産）	無形固定資産（交換機ソフトウェア）

第2表

[表同左]

様式第2 固定資産帰属明細表

第1表

き 線 点	局 設 置	局 設 置 簡 易	加 入 者	主 配	加 入 者 系	光 ケ ー ル	消 防 警 察	消 防 警 察	警 察	中 繼	中 繼	中 底 中 間	無 線 線	無 線 線	
遠 隔 収 容 裝 置	遠 隔 収 容 裝 置	遠 隔 収 容 裝 置	交 換 機	線 盤	半 固 定 バ ス	成 端 ラ ン ク	用 回 線 集 約 裝 置	用 回 線 集 約 裝 置	交 換 機	送 送 裝 置	中 繼 傳 送 裝 置	中 底 中 間 中 繼 傳 送 裝 置	無 線 傳 送 裝 置	無 線 傳 送 裝 置	
第一種指定端末系伝送路設備															
第一種指定加入者交換機															
第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの															
第一種指定中継交換機															
第一種指定中継系伝送路設備等であって、第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置されるもの及び第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの															
信号用伝送路設備及び信号用中継交換機															

衛星通信設備	信号用中継交換機	空調設備
口ツクルケ供給装置	中継交換回線収容部	中継交換機
メタルケーブルル	中継回線	中継機
ク	メ	ア
ロ	タ	ナ
ツ	ル	ロ
ク	ケ	グ
ル	ケ	・
ケ	ケ	デジタル
ブ	ブ	通信
ブ	ブ	局内
ル	ル	回線
ル	ル	回線
		終端
		装置
		部
		装置
		機
		備

無形固定資産（その他の無形固定資産）																			
無形固定資産（交換機ソフトウェア）																			
工具、器具及び備品																			
構築物																			
機械及び装																			
車両																			
共用建物																			
共同土地区画整理事業地																			
監視設備（伝送無線機械）																			
監視設備（市内線路）																			
監視設備（市外線路）																			
監視設備（中継交換機）																			
監視設備（加入者交換機）																			
機械室																			
機械建物																			
電力設備（可搬型発動発電機）																			
電力設備（小規模局用電源装置）																			
電力設備（受電装置）																			
電力設備（発電装置）																			
電力設備（可搬型発動発電機）																			
電力設備（小規模局用電源装置）																			
電力設備（蓄電池）																			
電力設備（交流無停電電源装置）																			
電力設備（直流変換電源装置）																			
電力設備（整流装置）																			

(記載上の注意)

各欄には、定額法及び定率法によるものの別に正味固定資産価額を記載すること。

固定資産帰属明細表

第2表

[表略]

別表第4の1（第6条関係） 費用算定方式

〔削る〕

[表同左]

別表第4の1（第6条関係） 費用算定方式

第1表

費用区分	算定方式
減価償却費	(((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定期間) × 法定期間 + 除去損) ÷ 経済的耐用年数 土地は減価償却しない。除去損 = 最低残存価額とする。
通信設備使用料	伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数 × 専用線料金単価 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数 × 信号用中継交換機専用線料金単価
固定資産税	定率法正味固定資産価額 × 固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、別表第2の1第1表に定める算出式により算定する。
施設保全費	加入者交換機に係るもの 投資額 × 投資額 × 施設保全費対投資額比率 (二次係数) + 投資額 × 施設保全費対投資額比率 (一次係数) + 加入者数 × 1 加入者当たりの施設保全費 + 都道府県別施設保全費 加入系線路に係るもの 設備延長km × 1 km当たりの施設保全費 + 加入者数 × 1 加入者当たり施設保全費 中継系架空光ファイバ、中継系地下光ファイバ、海底光ケーブル、管路、自治体管路及び電線共同溝に係るもの 設備延長km × 1 km当たりの施設保全費 中口径管路、とう道及び共同溝に係るもの 設備亘長km × 1 km当たりの施設保全費 監視設備 (加入者交換機) に係るもの 投資額 × 投資額 × 施設保全費対投資額比率 (二次係数) + 投資額 × 施設保全費対投資額比率 (一次係数) その他のもの 投資額 × 施設保全費対投資額比率

道路占用料	電柱に係るもの 電柱本数×電柱 1 本当たり道路占用料 管路等（管路、中口径管路、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス）に係るもの 管路等延長km×管路等 1 km当たり道路占用料 き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置台数×き線点遠隔収容装置 1 台当たり道路占用料
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	直接費×対直接費比率 直接費＝減価償却費+通信設備使用料+固定資産税+施設保全費 +道路占用料+撤去費用
接続関連事務費	加入者回線に係るもの 加入者回線数×1回線当たり接続関連事務費 中継伝送専用機能に係るもの 中継伝送専用型回線数×1回線当たり専用型接続関連事務費 専用回線管理運営費に係るもの 中継伝送専用型回線数×1回線当たり専用回線管理運営費 (施設保全費+試験研究費+接続関連事務費) ×管理共通費比率
管理共通費	

第2表

費用区分	算定方式
[同左]	

別表第4の2（第6条関係） 共通費等の配賦基準

[削る]

別表第4の2（第6条関係） 共通費等の配賦基準

第1表

区分	帰属対象設備	配賦基準
試験研究費	別表第1の1 第1表の設備区分に定める各設備	直接費比
接続関連事務費	別表第1の1 第1表の設備区分に定める各設備	投資額比
管理共通費	別表第1の1 第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比

監視設備	総合監視	加入者交換機階梯以上の各設備	資本コスト+保守コストの合計額比
	加入者交換機	加入者交換機、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置	資本コスト+保守コストの合計額比
	中継交換機	中継交換機、信号用中継交換機	資本コスト+保守コストの合計額比
	伝送無線機械	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備 (き線点遠隔収容装置～加入者交換機間伝送のうち局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送、中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間伝送)	資本コスト+保守コストの合計額比
	市外線路	光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置 (き線点遠隔収容装置～加入者交換機間伝送のうち局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送)	資本コスト+保守コストの合計額比
	市内線路	メタルケーブル、光ケーブル	資本コスト+保守コストの合計額比
	共用建物	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比
	共用土地	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比

	構築物	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	機械室土地建物、共用土地建物の資本コスト+保守コストの合計額比
	機械及び装置	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比
	車両	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費比
	工具、器具及び備品	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	施設保全費+試験研究費+接続関連事務費の合計額比
無形固定資産	交換機ソフトウェア	加入者交換機、中継交換機、信号用中継交換機、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置	ネットワーク設備投資額
	その他の無形固定資産	別表第1の1第1表の設備区分に定める各設備	ネットワーク設備投資額
	空調設備	局設置遠隔収容装置、加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	電力容量比
電力設備	整流装置	加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	電流比
	蓄電池	加入者交換機、加入者系半固定バス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	電流比

交流無停電電源装置	加入者交換機、消防警察用回線集約装置、中継交換機、衛星通信設備及び信号用中継交換機	電流比
受電装置	加入者交換機、加入者系半固定パス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	電力容量比
発電装置	加入者交換機、加入者系半固定パス伝送装置、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	電力容量比
小規模局舎用電源装置	局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比
小規模局舎用蓄電池	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比
可搬型発動発電機	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比
直流変換電源装置	消防警察トランク、警察消防用回線集約装置	電流比

機械室建物	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、加入者交換機、主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光ケーブル成端架、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、衛星通信設備及び信号用中継交換機	面積比
機械室土地	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、加入者交換機、主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光ケーブル成端架、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置、無線鉄塔、衛星通信設備及び信号用中継交換機	面積比

注 資本コスト＝減価償却費＋自己資本費用＋他人資本費用＋利益対応税＋通信設備使用料＋固定資産税
保守コスト＝施設保全費＋道路占用料＋撤去費用

第2表

区分	帰属対象設備	配賦基準
試験研究費	<u>別表第1の1</u> の設備区分に定める各設備	直接費比
管理共通費	<u>別表第1の1</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
[略]		
共通用建物	<u>別表第1の1</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
共通用土地	<u>別表第1の1</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
構築物	<u>別表第1の1</u> の設備区分に定める	機械室土地建物及び共通用

区分	帰属対象設備	配賦基準
試験研究費	<u>別表第1の1 第2表</u> の設備区分に定める各設備	直接費比
管理共通費	<u>別表第1の1 第2表</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
[同左]		
共通用建物	<u>別表第1の1 第2表</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
共通用土地	<u>別表第1の1 第2表</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
構築物	<u>別表第1の1 第2表</u> の設備区分に	機械室土地建物及び共通用

	各設備	土地建物の資本コスト＋保守コストの合計額比
機械及び装置	<u>別表第1の1</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
車両	<u>別表第1の1</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費比
工具、器具及び備品	<u>別表第1の1</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
無形固定資産	<u>別表第1の1</u> の設備区分に定める各設備	ネットワーク設備投資額比
[略]		

[注 略]

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

[削る]

	定める各設備	土地建物の資本コスト＋保守コストの合計額比
機械及び装置	<u>別表第1の1第2表</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
車両	<u>別表第1の1第2表</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費比
工具、器具及び備品	<u>別表第1の1第2表</u> の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費の合計額比
無形固定資産	<u>別表第1の1第2表</u> の設備区分に定める各設備	ネットワーク設備投資額比
[同左]		

[注 同左]

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

第1表

項 目	数 値	単 位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）	-46.081 フ ェ ムト	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.05031	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	512	円／回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	200,328,276	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	188,604,419	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	195,638,733	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	205,017,818	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	193,293,962	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	198,569,697	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	202,086,854	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	202,086,854	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	199,742,083	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	197,397,311	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	211,465,939	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	212,638,325	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	226,706,952	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	213,224,517	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	195,638,733	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	202,086,854	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	202,673,047	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	180,983,913	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	209,707,361	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	200,914,468	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	190,949,190	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	198,569,697	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	191,535,383	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	192,121,576	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	189,190,612	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	186,259,648	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	190,949,190	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	183,914,877	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	189,190,612	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	189,776,805	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	177,466,756	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	177,466,756	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	180,983,913	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	185,673,455	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	182,156,298	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	186,259,648	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	189,190,612	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	183,328,684	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	183,328,684	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	195,052,540	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	192,121,576	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	186,259,648	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	183,914,877	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	185,673,455	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	182,742,491	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	186,259,648	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	169,260,056	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.03431	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02688	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	95,307	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	89,794	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	93,101	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	97,512	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	91,999	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	94,480	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	96,134	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	96,134	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（栃木県）	95,031	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（群馬県）	93,928	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（埼玉県）	100,544	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	101,095	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	107,711	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	101,371	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（新潟県）	93,101	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（富山県）	96,134	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（石川県）	96,409	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福井県）	86,210	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山梨県）	99,717	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（長野県）	95,582	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	90,896	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	94,480	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（愛知県）	91,172	円／km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	91,447	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	90,069	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	88,691	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	90,896	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	87,588	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	90,069	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	90,345	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	84,556	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	84,556	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	86,210	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	88,415	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	86,761	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	88,691	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	90,069	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	87,313	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	87,313	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	92,826	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	91,447	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	88,691	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	87,588	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	88,415	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	87,037	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	88,691	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	80,697	円／km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	120	円／回線
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	15,745	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	14,834	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	15,381	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	16,110	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	15,199	円／km

加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山形県）	15,609	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福島県）	15,882	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（茨城県）	15,882	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（栃木県）	15,700	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（群馬県）	15,518	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（埼玉県）	16,610	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（千葉県）	16,702	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（東京都）	17,795	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（神奈川県）	16,747	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（新潟県）	15,381	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（富山県）	15,882	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（石川県）	15,927	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福井県）	14,242	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山梨県）	16,474	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（長野県）	15,791	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（岐阜県）	15,017	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（静岡県）	15,609	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（愛知県）	15,062	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（三重県）	15,108	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（滋賀県）	14,880	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（京都府）	14,652	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（大阪府）	15,017	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（兵庫県）	14,470	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（奈良県）	14,880	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（和歌山県）	14,925	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（鳥取県）	13,969	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（島根県）	13,969	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（岡山県）	14,242	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（広島県）	14,607	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山口県）	14,333	円／km

加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（徳島県）	14,652	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（香川県）	14,880	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（愛媛県）	14,425	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（高知県）	14,425	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福岡県）	15,335	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（佐賀県）	15,108	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（長崎県）	14,652	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（熊本県）	14,470	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（大分県）	14,607	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（宮崎県）	14,379	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（鹿児島県）	14,652	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（沖縄県）	13,332	円／km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	120	円／回線
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（北海道）	95,232	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（青森県）	89,685	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（岩手県）	93,013	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（宮城県）	97,450	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（秋田県）	91,904	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山形県）	94,400	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福島県）	96,064	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（茨城県）	96,064	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（栃木県）	94,954	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（群馬県）	93,845	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（埼玉県）	100,501	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（千葉県）	101,056	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（東京都）	107,711	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（神奈川県）	101,333	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（新潟県）	93,013	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（富山県）	96,064	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（石川県）	96,341	円／km

中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福井県）	86,080	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山梨県）	99,669	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（長野県）	95,509	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（岐阜県）	90,794	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（静岡県）	94,400	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（愛知県）	91,072	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（三重県）	91,349	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（滋賀県）	89,962	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（京都府）	88,576	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（大阪府）	90,794	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（兵庫県）	87,467	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（奈良県）	89,962	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（和歌山県）	90,240	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（鳥取県）	84,416	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（島根県）	84,416	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（岡山県）	86,080	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（広島県）	88,298	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山口県）	86,635	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（徳島県）	88,576	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（香川県）	89,962	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（愛媛県）	87,189	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（高知県）	87,189	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福岡県）	92,736	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（佐賀県）	91,349	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（長崎県）	88,576	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（熊本県）	87,467	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（大分県）	88,298	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（宮崎県）	86,912	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（鹿児島県）	88,576	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（沖縄県）	80,533	円／km

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	321,302	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	302,266	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	313,688	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	328,917	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	309,880	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	318,447	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	324,158	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	324,158	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	320,350	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	316,543	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	339,387	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	341,290	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	364,134	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	342,242	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	313,688	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	324,158	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	325,110	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	289,892	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	336,531	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	322,254	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	306,073	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	318,447	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	307,025	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	307,977	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	303,218	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	298,458	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	306,073	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	294,651	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	303,218	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山县)	304,169	円／km

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	284,181	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	284,181	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	289,892	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	297,507	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	291,796	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	298,458	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	303,218	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	293,699	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	293,699	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	312,736	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	307,977	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	298,458	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	294,651	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	297,507	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	292,748	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	298,458	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	270,856	円／km
管路延長 1 km 当たり施設保全費	46,489	円／km
中口径管路亘長 1 km 当たり施設保全費	46,489	円／km
とう道亘長 1 km 当たり施設保全費	46,489	円／km
共同溝亘長 1 km 当たり施設保全費	46,489	円／km
自治体管路延長 1 km 当たり施設保全費	46,489	円／km
電線共同溝延長 1 km 当たり施設保全費	46,489	円／km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.03428	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	0.03428	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01364	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.06952	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（二次係数）	-46.081 フエ ムト	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.05031	—

監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	0.03431	—
監視設備（市外線路）市外線路延長1km当たり施設保全費	3,960	円／km
監視設備（市内線路）市内線路延長1km当たり施設保全費	1,106	円／km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.02688	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01364	—
構築物施設保全費対投資額比率	0	—
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.03101	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.001665	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア）施設保全費対投資額比率	0	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）施設保全費対投資額比率	0	—
電柱1本当たり道路占用料	248	円／本
管路1km当たり道路占用料	29,225	円／km
中口径管路1km当たり道路占用料	292,027	円／km
とう道1km当たり道路占用料	615,336	円／km
情報ボックス1km当たり道路占用料	3,239	円／km
自治体管路1km当たり道路占用料	3,239	円／km
電線共同溝1km当たり道路占用料	3,239	円／km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	52	円／台
主配線盤端末回線側比率	0.5	—
光ケーブル成端架端末回線側比率	0.5	—
機械設備撤去費用対投資額比率	0.002797	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.001866	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.001981	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.0008598	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	0.002797	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002464	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.006274	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.001048	—

車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.001072	—
試験研究費対直接費比率	0.02522	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円／回線
1回線当たり専用型接続関連事務費	0	円／回線
1回線当たり専用回線管理運営費	5,747	円／回線
管理共通費比率	0.1136	—
専用型速度換算係数	223	—
専用型52M収容回線数	672	回線
端末系交換回数比例比率	0.1410	—
中継系交換回数比例比率	0.3135	—
経済的耐用年数		
交換機	29.3	年
局設置遠隔収容装置	30.1	年
局設置簡易遠隔収容装置	13.5	年
伝送装置	31.0	年
き線点遠隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	35.5	年
地下メタルケーブル	44.5	年
陸上架空光ケーブル	25	年
陸上地下光ケーブル	30	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	65.6	年
中口径管路	65.6	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	65.6	年

項目	数値	単位
[略]		

無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	22.8	年
電力設備（整流装置）	15.7	年
電力設備（整流装置用蓄電池）	9.9	年
電力設備（直流変換電源装置）	20.4	年
電力設備（交流無停電電源装置）	12.9	年
電力設備（交流無停電電源装置用蓄電池）	9.4	年
電力設備（小規模局用電源装置）	17.6	年
電力設備（小規模局用電源装置用蓄電池）	9.9	年
電力設備（発電装置）	18.2	年
電力設備（受電装置）	20.9	年
電力設備（可搬型発動発電機）	22.5	年
機械室建物	24.1	年
監視設備（総合監視）	9	年
監視設備（加入者交換機）	10.6	年
監視設備（中継交換機）	10.5	年
監視設備（伝送無線機械）	10.8	年
監視設備（市外線路）	14.1	年
監視設備（市内線路）	17.4	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	23.1	年
無形固定資産（その他の無形固定資産）	5.2	年

第2表

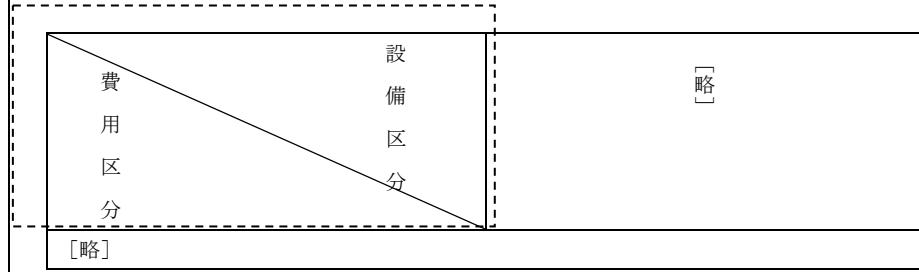
項目	数値	単位
[同左]		

別表第5（第6条・第9条関係） 設備区分別費用明細表
[削る]

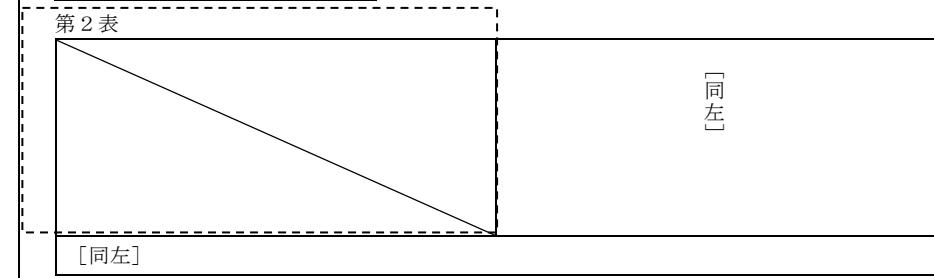
別表第5（第6条・第9条関係） 設備区分別費用明細表
第1表

設備区分	き 線 点 遠 隔 収 容 区 分	局 設 置 遠 隔 収 容 装 置	局 設 置 簡 易 遠 隔 収 容 装 置	加 入 者 交 換 機 盤	主 配 線	加入者系半固定バス伝送装置	光 ケ ル 成 端 架	消 防 警 察 ト ラ ン ク	警 察 消 防 用 回 線 集 約 装 置	中 継 交 換 機	伝 送 装 置
設備区分直接の減価償却費											
設備区分直接の通信設備使用料											
設備区分直接の固定資産税											
設備区分直接の施設保全費											
設備区分直接の道路占用料											
設備区分直接の撤去費用											
附属設備の減価償却費											
附属設備の固定資産税											
附属設備の施設保全費											
附属設備の撤去費用											
試験研究費											
接続関連事務費											
管理共通費											
設備区分ごとの費用合計											

中間	海底	無線	無線	衛星	クロック	メタル	加入系	中継系	海底光	加入系	中継系	加入系	中継系	加入系	中継系	加入系	中継系	加入系	電線
中間	中間	伝送装置	アンテナ	通信信設	光供給裝	光供給裝	信号装	信号装	光ケーブル	光ケーブル	電柱	電柱	電管路	電管路	中口径管路	中口径管路	共同溝	共同溝	共同溝
中継	中継	中継傳送装置	中継傳送装置	中継傳送裝置															
伝送	海底	海底	海底	星	星	星	星	星	光	光	光	光	光	光	光	光	光	光	光
裝置	中間	中間	中間	通	通	通	通	通	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信
	海底	無線	無線	衛	衛	衛	衛	衛	星	星	星	星	星	星	星	星	星	星	星
	中間	中間	中間	星	星	星	星	星	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
	中継	中継	中継	通	通	通	通	通	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信
	伝送	伝送	伝送	信	信	信	信	信	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通	通
	装置	装置	装置	通	通	通	通	通	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信	信



自治 体 管 路	情 報 ボ ツ ク ス	総合デジタル通信局内回線終端装置	アナログ・デジタル回線共通部	加入者交換回線収容部	中継交換回線収容部	信号用中継交換機



別表第6（第19条関係）

様式第1

〔削る〕

第1表

〔表略〕

〔削る〕

別表第6（第19条関係）

様式第1

第1表

通信量記録
都道府県別通信量

年度分

都道府県	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由しないもの）
	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由しないもの）

注1 アナログ電話用設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。)又は総合デジタル通信用設備(インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。)を用いて提供される音声伝送役務について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第2表

〔表同左〕

第3表

通信量記録
単位料金区域別通信量

年度分

単位料金	同一単位料	同一中継区	加入者交換機	中継交換機接	中継交換機接

区域	金区域内通信回数	域内単位料金区域間通信回数	接続通信回数	統通信回数（加入者交換機を経由するもの）	統通信回数（加入者交換機を経由しないもの）
	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由しないもの）

注1 アナログ電話用設備(メタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。)又は総合デジタル通信用設備(インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。)を用いて提供される音声伝送役務について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着回数又は発着時間を記録すること。

第2表

通信量記録 単位料金区域別通信量				
年度分				
単位料金区域	アナログ電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	光IP電話呼率	

第3表

通信量記録		
年度分		
項目名	数値	単位
[略]		

第4表

通信量記録 単位料金区域別通信量				
年度分				
単位料金区域	アナログ電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	光IP電話呼率	自ユニット折返し比率

第5表

通信量記録		
年度分		
項目名	数値	単位
[同左]		

平均保留時間（ワイヤレス固定電話）		秒
-------------------	--	---

第4表

[表略]

様式第2

第1表

回線数記録 都道府県別回線数			
年度末現在			
都道府県	[略]	高速光専用線回線数	[略]

[注1 略]

[削る]

[注2 略]

第2表

回線数記録 単位料金区域別回線数等			
年度末現在			
単位料金区域	[同左]	第二種総合デジタル回線数	

平均保留時間（ワイヤレス固定電話）		秒
1呼当たり信号数（アナログ電話）		信号／呼
1呼当たり信号数（総合デジタル通信サービス）		信号／呼

第6表

[表同左]

様式第2

第1表

回線数記録 都道府県別回線数						
年度末現在						
都道府県	[同左]	高速光専用線回線数	ATMデータ伝送回線数	ATM一心式専用線回線数	ATM二心式専用線回線数	[同左]

[注1 同左]

注2 ATMデータ伝送回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行うデータ伝送サービスの回線数を記録することとし、ATM一心式専用線回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって一心式のものにつき回線数を記録することとし、ATM二心式専用線回線数の欄には第一種指定中継系伝送路設備に接続しATM方式により符号の伝送交換を行う専用線サービスであって二心式のものにつき回線数を記録すること。

[注3 同左]

第2表

回線数記録 単位料金区域別回線数等								
年度末現在								
単位料金区域	[同左]	第二種総合デジタル回線数	低速専用線折り返し比率	高速専用線折り返し比率	ATMデータ伝送機折り返し比率	ATM一心式専用線加入者交換機折り返し比率	ATM二心式専用線加入者交換機折り返し比率	A用機折り返し比率

--	--

[注1～4 略]

[第3表・第4表 略]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

--	--	--	--	--	--

[注1～4 同左]

[第3表・第4表 同左]

第5表

回線数記録 中継伝送専用機能に係る回線数			
年度末現在			
相互接続点の帰属する 中継交換機等設置局	加入者交換機設 置局	接続事業者	回線数

第6表

回線数記録 中継伝送共用機能に係る回線数		
年度末現在		
相互接続点の帰属する 中継交換機等設置局	接続事業者	回線数

別表第7（第19条関係） 法第33条第12項の総務省令で定める事項

1呼当たり信号数 総信号数 リルーティング指示に係る網保留時間 リダイレクション網使用機能（網内型）接続処理時間 リダイレクション網使用機能（中継交換機接続型）接続処理時間 リダイレクション網使用機能（加入者交換機接続型）接続処理時間
--

別表第8（第19条関係） 法第33条第12項の総務省令で定める事項の記録

機能の利用回数等		
年度分		
項目名	数値	単位
1呼当たり信号数		信号／通信

	総信号数 リルーティング指示に係る網保留時間 リダイレクション網使用機能（網内型）接続処理時間 リダイレクション網使用機能（中継交換機接続型）接続処理時間 リダイレクション網使用機能（加入者交換機接続型）接続処理時間	億信号／年 秒／通信 秒／通信 秒／通信 秒／通信
--	--	---------------------------------------

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正)

第四条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に一重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(通信量等の記録)</p> <p>第十三条 第一種適格電気通信事業者は、第一号基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第一項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号、第二号及び第四号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能（信号の伝送を行う設備（以下「信号用伝送路設備」という。）及び電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号の交換を行う設備（以下「信号用中継交換機」という。）により信号を伝送交換する機能をいう。以下同じ。）の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならぬ。</p> <p>[2 略]</p> <p>別表第4（第13条関係）</p> <p>〔第1 略〕</p> <p>第2 〔第1表～第5表 略〕</p> <p>第6表 〔表略〕</p> <p>注 中継伝送専用機能とは、加入者交換機と中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する機能と同等のもので、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能をいう。</p> <p>第7表 〔表略〕</p> <p>注 中継伝送共用機能とは、加入者交換機と中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する機能（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能を除く。）をいう。</p> <p>〔第3 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(通信量等の記録)</p> <p>第十二条 第二種適格電気通信事業者は、第一号基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第一項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号、第二号及び第四号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならぬ。</p> <p>[2 同上]</p> <p>別表第4（第13条関係）</p> <p>〔第1 同左〕</p> <p>第2 〔第1表～第5表 同左〕</p> <p>第6表 〔表同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第7表 〔表同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔第3 同左〕</p>

(東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部改正)

第五条 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期間)</p> <p>第一条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める期間は、平成十五年四月十一日から令和十年三月三十一日までの期間とする。</p>	<p>(期間)</p> <p>第二条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める期間は、平成十五年四月十一日から令和六年十一月三十一日までの期間とする。</p>
<p>(特定接続料)</p> <p>第三条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表一の項の機能（メタル回線収容機能に限る。）及び六の一の項の機能（一般中継系ルータ接続伝送機能に限る。）に係る接続料とする。</p>	<p>(特定接続料)</p> <p>第三条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表一の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ボリューティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料とする。</p>

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第六条 接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
「15 11 略」	「15 11 同上」
12 事業者は、法第三十二条第五項の總務省令で定める機能に係る接続料の変更に際し、当該機能に係る通信量等については、令和十年三月三十一日までの間、規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。	12 事業者は、法第三十二条第五項の總務省令で定める機能に係る接続料の変更に際し、当該機能に係る通信量等については、令和六年十一月三十一日までの間、規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。
「13・14 略」	「13・14 同上」
15 令和十年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能に限る。）及び六の二の項の機能（一般中継系ルータ接続伝送機能に限る。）に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のもと合算して算定するものとする。	15 令和六年十一月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ボリタビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のもと合算して算定するものとする。
「16・17 略」	「16・17 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第三条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知を行うことができる。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、この省令の施行の際に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則、新接続料規則、第四条の規定による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則、第五条の規定による改正後の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令及び第六条の規定による改正後の接続料規則の一部を改正する省令（以下これらを「新規則」と総称する。）の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同項の規定に基づく変更に係る申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際に法第三十三条第一項の規定による認可を受けている接続約款は、この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、新規則の規定に適合しているものとみなす。

第四条 この省令の施行の日から令和十年三月三十一日までの間、新接続料規則第十八条の二第二项に規定するメタルIP電話接続機能の接続料の算定においては、同項の規定にかかわらず、算定対象端末設備（同項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の数及び当該算定対象端末設備から発信する通信又は当該算定対象端末設備に着信する通信の通信量等を当該機能に係る算定対象端末設備の数及び通信量等に合算した値を用いるものとし、かつ、同項に規定するワイヤレス固定電話接続機能を加重平均の対象としないものとする。

(新接続料規則第五条に規定する機能に適用する接続料の特例)

第五条 第六条の規定による改正後の接続料規則の一部を改正する省令の規定にかかわらず、事業者は、この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新接続料規則第五条に規定する機能に係る接続料の変更に際し、当該機能に係る通信量等については、法第三十三条第十二項の規定に

より記録された通信量等に代えて、令和六年度の下半期と令和七年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。